

## 2.5 霧島山

### (火山の概要)

霧島山は、宮崎県（えびの市、小林市、都城市及び高原町）及び鹿児島県（霧島市、曾於市及び湧水町）に位置し、硫黄山（1,300m）、韓国岳（1,700m）、新燃岳（1,421m）、御鉢（1,408m）、高千穂峰（1,574m）など20を超える火山群の総称である。

霧島山における有史以降の火山活動は、新燃岳及び御鉢に集中している。最近では、平成23年1月26日、霧島山（新燃岳）が噴火したことにより、福岡管区気象台は、噴火警戒レベルを2（火口周辺規制）から3（入山規制）に引き上げたが、その後、火山活動が低下したとして、25年10月22日に、噴火警戒レベルを2に引き下げ、現在に至っている。また、霧島山（御鉢）は、噴火警戒レベルが導入された平成19年12月以降、噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）が継続している。その他、霧島山（えびの高原（硫黄山）周辺）には、噴火警戒レベルは導入されていないが、平成26年10月24日に、福岡管区気象台から、火口周辺警報（火口周辺危険）が発表されている（平成27年5月1日に解除）。

このように、霧島山の火山群は、最近においても活発な火山活動を繰り返しているため、現在、噴火警戒レベル2が継続している霧島山（新燃岳）に至る登山道では、入山が規制されている状況となっているが、その他の山への登山は自由に行えるものとなっている。

一方、霧島山は、火山群に加えて大小の湖沼群から形成されており、その中心部は「霧島錦江湾国立公園（霧島地域）」に指定され、高千穂河原、えびの高原、霧島温泉郷などの観光地を訪れる観光客が多い。また、これらの観光地には、韓国岳や高千穂峰などへの登山口もあり、環境省えびの自然保護官事務所によれば、平成26年の高千穂峰への登山者は約2万人に、韓国岳への登山者は約2万5,000人となっている。

(1) 登山者等の安全確保のための避難施設等の維持管理状況

調査の結果	説明図表番号
<p><b>ア 避難施設の設置状況等</b></p> <p>今回、霧島山に関係する宮崎県及び鹿児島県並びに 5 市町（えびの市、小林市、都城市、高原町及び霧島市）における避難施設等の設置状況等を調査した結果は、次のとおりである。</p> <p><b>(ア) 退避壕</b></p> <p>霧島山に関係する地方公共団体のうち、退避壕を設置しているのは、宮崎県高原町（4 基）及び鹿児島県霧島市（3 基）であり（計 7 基）、2 市町における退避壕の設置に至る経緯等は、次のとおりである。</p> <p>① 高原町</p> <p>平成 23 年 1 月の霧島山（新燃岳）の噴火を受けて、同年 2 月 25 日、活火山法第 2 条第 1 項の規定に基づく「避難施設緊急整備地域」に高原町の一部が指定（内閣府告示第 4 号）されたことから、翌 24 年 12 月、町内に退避壕 4 基を設置した。</p> <p>当該退避壕の設置場所（町営皇子原公園内及びたかはる清流ランド内）は、噴火警戒レベルが設定されている霧島山（新燃岳及び御鉢）が噴火した際に噴石の飛散が想定される「火口から 4km」の圏外となるが、こぶし大より小さな噴石はより遠くへ飛散することも想定されたことから、高原町は、登山者向けとしてではなく、公園利用者等住民の安全確保のために設置したとしている。</p> <p>高原町は、この退避壕 4 基について、現在のところ、同町の公有財産台帳に登載しておらず、点検や修繕のための管理台帳等も作成していない。定期点検等も行っておらず、退避壕が設置されている公園の管理者が、見回りを行う程度となっている。</p> <p>これについて、高原町は、「4 基の退避壕は設置してから 3 年しか経過していないことから上記のような管理状況としているが、今後点検を実施するとした場合でも専門な知見を有していないため、的確な点検ができない。国が専門的な見地に基づく点検方法等を示してほしい」としている。</p> <p>なお、当局がこれらの退避壕の現況を実地に調査したところ、いずれもその開口部は新燃岳及び御鉢の火口方向とは逆向きに設置されており、管理状況にも特段の問題等はみられなかった。</p> <p>② 霧島市</p> <p>平成 25 年 1 月及び 2 月、新燃岳火口から 3.5 km 以内の地点で、登山者や観光客等が利用する場所で人頭大程度の噴石の飛散に対応できる避難場所の確保を目的として、新燃岳から約 3km の距離にある高千穂河原登山口（御鉢・</p>	<p>図表 2.5-(1)-① 図表 1-(1)-② (再掲)</p> <p>図表 2.5-(1)-②</p>

<p>高千穂峰への登山口) 及び湯之野三叉路付近 (新燃岳のへ登山口。現在、立入規制中) に、鉄筋コンクリート製の退避壕を各 1 基設置した。</p> <p>また、霧島市は、平成 26 年 3 月、新燃岳火口から約 4 km の距離にある大浪池登山口にも、鉄筋コンクリート製の退避壕を 1 基設置している。</p> <p>高千穂河原登山口及び湯之野三叉路付近に設置されている 2 基について、人頭大程度の噴石に耐えられるよう、退避壕の上部に厚さ 2m の緩衝材が使用されている。これに対して、大浪池登山口の退避壕 1 基には、こぶし大の噴石飛散を想定していることから、緩衝材は使用されていない。</p> <p>今回、霧島市が設置している退避壕 3 基の現況を実地に調査した結果、湯之野登山口に設置されている退避壕 1 基について、①設置場所が、「環霧島会議」が作成した「霧島市火山防災マップ」によると、新燃岳で規模の大きな噴火が起こった場合に溶岩流、火砕流及び熱風が届く可能性があり、また、御鉢で規模の大きな噴火が起こった場合にはこぶし大の噴石が届くと想定されている地点に当たる、②しかし、その構造をみると、退避壕の両端が東西に向かって開放した状態となっており、大規模な噴火が発生した場合、爆発に伴う熱風等を通しやすく、また噴石も施設内に入るおそれがある形状となっている。</p> <p>これについて、霧島市は、「i) 同退避壕は、約 3km 北東にある新燃岳の噴火による噴石飛散からの被害軽減を目的として設置されたものであるが、設置当時の担当者が、退避壕の東に位置している「国民宿舎みやま荘」の敷地側と西側にある市道の両側から避難者が円滑に避難できる形状を重視したため、両端が東西に開放された構造となったものと考えられること、ii) 設置当時、熱風等への対策は考慮されていなかったと推測されるが、その一因として、退避壕の構造等に関する基準が示されていないことも挙げられる」としている。</p> <p>霧島市は、これら 3 基の退避壕について、市の公有財産台帳へ登録しておらず、管理台帳等も作成していない。また、担当者が年に 3、4 回程度、各退避壕の現況確認を行っているため、改めて点検を行う必要性を感じていないとして、定期点検も行っていない。</p> <p><b>(イ) 避難小屋</b></p> <p>霧島山には、避難小屋が 3 施設設置されているが (所有者別には、個人 1 施設、鹿児島県 2 施設)、いずれも火山災害のための避難施設ではなく、登山者等が雷や風雨などの天候急変時に一時的に避難や休憩する目的で設置されたものである。</p> <p>(注) 避難小屋 3 施設のうち、「大浪池休憩舎」(昭和 38 年、鹿児島県設置) は、老朽化が進行し、調査時点では、使用禁止とされていた。</p>	<p>図表 2.5-(1)-③</p>
--	---------------------

<p>当局が、「高千穂峰山頂避難小屋」（個人が設置、管理）の現況を実地に調査したところ、構造はコンクリートの壁面で木造トタン葺きの屋根であり、一部の壁面が剥離し老朽化が進んでいるなど、現状のままの状態では、火山防災用の避難小屋として使用することは困難と考えられる。</p>	<p>図表 2.5-(1)-④</p>
<p>また、「韓国岳南避難小屋」（平成 8 年 3 月、整備費用 1,762 万円（うち補助金 881 万円）、自然公園等整備事業）を設置している鹿児島県は、「火山の噴火時の避難用としてではなく、登山者等が風雨・雷を一時的にしのげるよう設置したものであり、大きな噴石に耐え得る構造とはなっていない」としている。</p>	<p>図表 2.5-(1)-⑤</p>
<p><b>(ウ) 避難施設の設置に関する県及び市町の見解</b></p>	
<p>霧島山に関係する 2 県（宮崎県及び鹿児島県）並びに 5 市町（えびの市、小林市、都城市、霧島市及び高原町）それぞれの地域防災計画について、避難施設の整備に関する内容をみると、「退避壕の整備に努める」旨の記載はみられるが、具体的に登山道への退避壕の設置を記載したものはみられない。</p>	
<p>霧島山に関係する 2 県及び 5 市町に対して、今後における避難施設の設置に関する意見等を聴取した結果、退避壕の構造・基準等に関する知見がないことなどから、内閣府が示すこととされている「避難施設に関するガイドラインの内容を踏まえて、今後の方針等を検討したい」とするものが多く、具体的に、退避壕の設置を検討しているものはみられない。その他、えびの市及び霧島市は、「国立公園内にある登山道において、退避壕を整備する場合は、国が直轄で整備してもらいたい」とする要望を有している。</p>	<p>図表 2.5-(1)-⑥</p>
<p><b>イ 防災用物品の配備状況</b></p>	
<p><b>(ア) 関係県及び市町による防災用物品の配備状況</b></p>	
<p>今回、霧島山に関係する 2 県（宮崎県及び鹿児島県）並びに 5 市町（えびの市、小林市、都城市、霧島市及び高原町）について、防災ヘルメット等の火山防災用物品の配備状況を調査した結果、i) ヘルメット等の装備品の携行は登山者の努めであること、ii) 防災用物品を配備した場合の登山者等による持ち帰り対策を講じる必要があることなどから、防災用物品の配備を行っているものはみられなかった。</p>	<p>図表 2.5-(1)-⑦</p>
<p>なお、当局が調査した地元の山岳ガイド(霧島ネイチャーガイドクラブ)の会長は、「火山への登山者は、原則としてヘルメットを携行して登山することが望ましい」としている。</p>	
<p><b>(イ) 民間事業者による防災用物品の配備状況</b></p>	
<p>霧島山周辺の民間事業者の防災用物品の配備状況を調査した結果、次のとおり、①防災用物品を配備しているものが 3 事業者あり、②うち高千穂河原ビジターセンターは、配備したヘルメットを登山者等に無料で貸し出している。</p>	<p>図表 2.5-(1)-⑧</p>

① えびのエコミュージアムセンター(えびの市)

同センターは、環境省が自然公園法施行令第1条第9号の「博物展示施設」として設置している「ビジターセンター」(注)であり、一般財団法人自然公園財団えびの支部が管理・運営を受託している。

(注)「主としてその公園の地形、地質、動物、植物、歴史等に関し、公園利用者が容易に理解できるよう、解説活動又は実物標本、模型、写真、図表等を用いた展示を行うために設けられる施設(ビジターセンター及びこれに併設される自然研究路、解説施設、解説員研究施設等。)をいう。」と定義

同センターは、緊急時に、職員がえびの高原の観光客等を施設内に避難、誘導するためには、職員自身の安全確保が必要であるとして、平成23年1月の新燃岳の噴火を契機とし、防災ヘルメット24個を配備している。

また、平常時においては、登山者等から申出があれば、これらのヘルメットの貸出しを行うこととしているが、施設内にその旨の案内等を行っておらず、現在まで、登山者等へのヘルメットの貸出し実績はないとしている。

② 国民宿舎えびの高原荘(えびの市)

国民宿舎えびの高原荘は、宮崎県が所有する宿泊施設であるが、その管理・運営は、指定管理者制度により、民間事業者へ委託して行わせている。国民宿舎えびの高原荘では、火山の噴火等の緊急時に、従業員が観光客等を施設内に避難、誘導するためには、従業員自身の安全確保が必要であるとして、上記①と同様、平成23年1月の新燃岳の噴火を契機とし、防災ヘルメット30個を配備しているが、観光客や登山者等に対し積極的に貸し出していないとしている。

③ 高千穂河原ビジターセンター(霧島市)

高千穂河原ビジターセンターは、鹿児島県が設置する「ビジターセンター」であり、管理、運営は、鹿児島県から委託を受けた高千穂河原ビジターセンター運営協議会が、さらに一般財団法人自然公園財団に委託している(再委託)。

同センターも同様に、新燃岳の噴火を契機として、来館者用として防災ヘルメットを10個配備している。

(注) 高千穂河原ビジターセンターは、平成23年度に、非常食(500食)及び飲料水(20×6本、500ml×24本)も同時に配備している。

その後、高千穂河原ビジターセンターは、平成26年9月の御嶽山の噴火を契機として、防災ヘルメット10個を追加で購入し、現在、計20個のヘル

メットを保有している。平成 26 年 10 月から、これらのヘルメットを貸し出している旨をセンター入口に掲示した上で、登山者等に無料で貸し出している。

高千穂河原ビジターセンターが登山者等にヘルメットの貸出しを開始してから、当局の調査日（平成 27 年 9 月 29 日）までに、延べ 54 回の貸出実績があり、「これまでに、登山者等がヘルメットを持ち帰って紛失した事例はない」としている。

## ウ 避難施設等への案内標識の設置状況

### (7) 登山道における避難施設等への案内標識の設置状況

#### ① 硫黄山・韓国岳登山ルート

当局が、霧島山の硫黄山登山口から、硫黄山を経て韓国岳山頂へ向かい、その後韓国岳登山口へ下山する登山道(以下「硫黄山・韓国岳登山ルート」という。)において、避難施設等への案内標識の設置状況を実施に調査した結果は、次のとおりである。

i 硫黄山・韓国岳登山ルートは国立公園内（えびの市内）にあるが、自然公園法に基づく公園事業の執行者である宮崎県が、同ルート上の案内標識等を整備している。

硫黄山・韓国岳登山ルートには、避難施設(退避壕及び避難小屋)は設置されていないが、韓国岳山頂から大浪池登山口(鹿児島県霧島市)へ下山した場合のルート上に、鹿児島県が韓国岳南避難小屋を、霧島市が退避壕(大浪池登山口)を整備している。

ii 硫黄山・韓国岳登山ルートには、避難施設等の位置を表示した案内標識が合計 2 本設置されていた。いずれも日本語、英語及びピクトグラムで記載され、韓国岳南避難小屋及び大浪池休憩舎(避難小屋)の位置や指し示す方角等も正確に表示されており、管理状況にも問題はみられなかった。

#### ② 御鉢登山ルート

同様に、御鉢登山ルートを調査した結果は、次のとおりである。

i 御鉢登山ルートは、その全域が霧島錦江湾国立公園内にあるため、a) 高千穂河原登山口から御鉢火口へ登る途中までが自然公園法上の第 2 種特別地域内となり、鹿児島県が管理すべき区域、b) そこから宮崎県側の高千穂峰山頂までが同法上の特別保護地区内となり、環境省が管理すべき区域である。

このため、特別保護地区である宮崎県側の高千穂峰山頂付近には、環境省が設置した案内標識(山頂までの距離等を示すもの)が設置されていたのに対し、上記高千穂河原登山口から御鉢火口までの鹿児島県側の一帯は、鹿児島県が霧島神宮から借地している区域でもあり、案内標識等は見

図表 2.5-(1)-

⑨

<p>当たらなかった。</p> <p>また、御鉢登山ルートのうち、高千穂河原登山口近辺には、鹿児島県が設置したとみられる案内標識（高千穂峰山頂や同登山口への方向を案内するもの）が2本設置されているのみで、同登山口の退避壕の場所を示す案内標識等はなかった。</p> <p>鹿児島県は、管理すべき高千穂河原登山口側の第2種特別地域に当たる区域や霧島神宮から借地している御鉢火口付近の区域において、これまで退避壕の場所を示す案内標識等を設置してこなかった理由について、「不明である」としている。</p> <p>ii 一方、霧島市は、高千穂河原登山口及び湯之野登山口付近に、各退避壕の設置場所を矢印で示す案内板（日本語、英語(SHELTER)併記）を2本ずつ、計4本設置している。今回、それらの表示内容も実地に確認したが、記載の誤り等はなく、管理状況にも問題はみられなかった。</p>	<p>図表 2.5-(1)-⑩</p>
<p>(イ) 登山ルートマップ等における避難施設等の表示状況</p> <p>今回、霧島山に関し、噴火警戒レベルや登山ルート等を記載した地図における避難施設等の表示状況を調査した結果は、次のとおりである。</p> <p>① 霧島市が作成している「霧島トレッキングマップ」（平成27年8月現在）には、市内の登山口に平成24年度及び25年度に設置された3基の退避壕の位置が「避」マークで示されている。しかし、高原町が平成24年度に町内に設置した4基の退避壕については、表示されていない。</p> <p>また、同マップには、韓国岳南避難小屋（霧島市）及び大浪池休憩所（霧島市）の位置は表示されているが、高千穂峰山頂小屋（高原町）は表示されていない。</p> <p>このほか、同マップには、火山に関する災害情報を新燃岳火口から5km以内の住民や観光客等へ伝達するために設置されたモーターサイレンの位置も表示されている。</p> <p>② 環霧島会議が作成している「霧島火山防災マップ」は、霧島市及び高原町が退避壕を設置する以前の平成21年3月の作成でもあり、これらの退避壕の位置は表示されていない。また、同マップには、避難小屋の位置も表示されていない。</p>	<p>図表 2.5-(1)-⑪</p> <p>図表 2.5-(1)-⑫</p>

図表 2.5- (1) -① 高原町が設置している退避壕の概要

設置場所	町営皇子原公園内(2基)及びたかはる清流ランド内(2基) ※全て同じ形状、構造	
形状、構造等	プレキャストアーチカルバート (1パーツあたり)	
	活荷重	T-25
	土の単位体積重量	19KN/m <sup>3</sup>
	許容土被り	0.50~3.25m
	コンクリート設計基準強度	40N/mm <sup>2</sup>
	鉄筋の許容引張応力度	160N/mm <sup>2</sup>
	製品重量	5430kg
面積	約 10 m <sup>2</sup>	
設置者	高原町	
管理者	高原町	
設置時期	平成 24 年 12 月	
設置の経緯	1 避難施設緊急整備地域に指定(H23.2.25) 2 避難施設緊急整備計画(H23.9月宮崎県策定) 3 同計画に基づき設置 (高原町内で避難施設緊急整備地域に指定された地域は、住民居住区が中心)	
費用	597万1,000円(4基合計) 「地域防災力強化促進事業」(宮崎県の補助制度)を活用 ※避難施設緊急整備地域内に退避壕を設置する場合、国の補助金(1/2補助)を活用することができるが、事業費が補助金の交付を受けることができる額(補助金の交付額が950万円)に満たなかったことから、県単補助を利用	
(現地写真)	(断面図)	
(現地調査結果)	「避難壕」と表示されており、老朽化等もみられない。開口部は、新燃岳及び御鉢と逆向きの構造となっている。	
(注)	当局の調査結果による。	



図表 2.5-(1)-② 霧島市が設置している退避壕の概要

設置場所	大浪池登山口	高千穂河原	湯之野三叉路付近
設置年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 24 年度
内寸 (間口×奥行×高さ)	4.8m×3.01m×2.55m	2.5m×6.0m×2.5m	2.5m×3.0m×2.5m
収容可能人数	29 人	30 人	15 人
構造	鉄筋コンクリート (門型カルバート)	鉄筋コンクリート (ボックスカルバート) 上部に 2m の緩衝材	鉄筋コンクリート (ボックスカルバート) 上部に 2m の緩衝材
総事業費	5,770 千円	6,580 千円	6,140 千円
補助金	2,885 千円 ※鹿児島県の補助制度 を活用	0 円	0 円
火口からの距離	4km	3km	3km

現地写真

(大浪池登山口)



(高千穂河原)



(湯之野三叉路付近)



(霧島トレッキングマップ抜粋)



(注) 当局の調査結果による。

図表 2.5-(1)-③ 入口が火口方向に開放した構造の退避壕(霧島市湯之野登山口付近)

1 退避壕の設置状況

- ① 両端が東西に向いて開放されており、噴火に伴う熱風等を通しやすい構造となっている。
- ② 両端が東西に向いて開放されている構造のため、当該退避壕の設置場所から約 4km 東にある御鉢の噴火に伴い噴石が飛散してきた場合、壕内にも飛び込むおそれがある。

2 現地写真



横（北側）から撮影



壕内（西側）から御鉢方向（東側）へ撮影

上記霧島市が湯之野登山口付近に設置している退避壕は、「霧島市火山防災マップ」において新燃岳で規模の大きな噴火が起こった場合に溶岩流、火砕流及び熱風が、また、御鉢で規模の大きな噴火が起こった場合にこぶし大の噴石が届くと想定されている範囲内に所在

3 上記事例内容の原因・理由

霧島市は、上記1①及び②について、次のとおり説明している。

- i 当該退避壕は、約3km北東にある新燃岳の噴火による噴石飛散に対する被災の軽減を目的として設置された。また、設置当時の担当者が、当該退避壕の東側にある「国民宿舎みやま荘」の敷地側と西側の市道の両側から避難者が円滑に避難できる構造とすることを重視した。このため、両端が東西に向いた構造となった。
- ii 設置当時、熱風等への対策は考慮されていなかったと考えられるが、その一因としては、退避壕の構造等に関する基準が示されていないことが挙げられる。

(注) 当局の調査結果による。

図表 2.5－(1)－④ 高千穂峰山頂避難小屋の概要

設置場所	高千穂峰の山頂付近(高原町)
形状・構造等	コンクリート造、トタン葺き屋根
面積	119 m <sup>2</sup>
設置者	個人
管理者	個人
設置時期	大正 14 年
現地写真	
現地調査結果	常時開放されており、一部の壁面に表面の剥離等がみられ、老朽化が進行しているが、雷や風雨に関しては、しのげる状況と思われる。

(注) 当局の調査結果による。

図表 2.5-(1)-⑤ 韓国岳南避難小屋の概要

設置者	鹿児島県
設置年月日	平成 8 年 3 月
整備費用	17,620 千円
補助金額	8,810 千円
補助率	1/2
事業名	自然公園等整備事業
面積	24.00 m <sup>2</sup>
構造・形状	木造
現地写真	

(注) 当局の調査結果による。

図表 2.5-(1)-⑥ 霧島山に関する地方公共団体の退避壕の設置に関する見解等

機関名	退避壕の設置に関する見解等
宮崎県	<p>内閣府が退避壕に関するガイドラインを公表するのを待っている状況であり、その内容を踏まえて、霧島火山防災連絡会で退避壕の設置等を検討したい。</p> <p>県としては、管理が容易となるように、単なる退避壕よりも、必ずそこに行く要件が生じる他の利用目的(トイレ、展望台等)を併設した退避壕が望ましいと考えている。</p>
えびの市	<p>えびの高原一体は、自然公園法に基づき環境大臣が指定した集団施設地区であることから、原則として国(地方環境事務所)が避難施設を整備してほしい。</p> <p>また、避難施設の構造等については、どのようなものを整備すればよいのか基準がない上、どのような場所に設置すれば有効なのか判断基準がないことから、市として積極的に整備する状況にない。</p>
小林市	<p>退避壕の構造・強度についての知見がなく、設置場所についても専門家と協議しないと決定できない。また、毎年 1 回は、山岳会やレンジャーと一緒に、市が管理する</p>

		登山道を縦走しているが、平坦な箇所は大幡池(霧島火山防災マップで火口ができるおそれがある地域)周辺しかなく、高所及び斜面に退避壕を設置する方法等についても、国が示してほしい。
	都城市	平成 27 年 11 月 1 日から、市内から高千穂峰へと向かう登山道の管理者となった。同登山道は、御鉢が噴火した場合に、噴石が飛散する地域内であることから、今後は、退避壕の設置についても検討する必要がある。 しかし、退避壕の構造、強度の基準、効果的な退避壕の設置場所、設置後の点検等について知見がなく、国が示してほしい。 また、退避壕の設置に関する予算についても、国に補助してもらいたい。
	高原町	登山者等のための退避壕は設置していないが、登山道に、どのような構造等のものを設置すればよいか判断できないこと、退避壕を設置する場所を判断できないことから、整備を進める状況にない。
鹿児島県		国から退避壕の設置場所等に関する考え方が示されることが予想されるが、それを受けて、県が退避壕等を新設する必要があるか、必要があるとされた場合どのような場所に設置すべきかなどの方針等を検討したい。 また、国が登山道等において積極的に退避壕等を設置するよう定めた場合は、国、都道府県、市町村のいずれが退避壕等の設置に責任を負うべきか、また、退避壕等にはどの程度の構造・強度が必要かを明示してほしい。
	霧島市	突発的な水蒸気爆発の予知は難しいことから、御鉢登山ルートにおける退避壕の設置の必要性を感じているが、避難施設の強度、形状等の知見がないため検討できていない。今後、改正活火法の施行に伴い、退避壕の設置場所等に関する考え方が示されることが予想されるため、それを受けて今後の方針等を検討したい。 また、次の点を国に要望したい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 早期に、避難施設の設置場所、構造等に係る基準を示してもらいたい。</li> <li>・ 国が示すものと予想される避難施設の設置に係る基準を受けて、国立公園内に所在する御鉢登山ルート等の登山道において避難施設を新設する必要がある場合は、国が直轄事業として行ってほしい。その方が好ましい理由としては、設置場所の標高が高ければ高い場所であるほど設置費用が嵩むことや、国立公園内における設置規制を所管している国が自ら設置する方が手続上効率的であることが挙げられる。</li> <li>・ 今後、国又は地方公共団体が多くの避難施設を新設した場合、避難施設の維持管理が重要な課題となることが予想されるため、国には、避難施設の新設だけでなく修繕に係る事業に活用できる補助制度を新設してもらいたい。</li> </ul>

(注) 当局の調査結果による。

図表 2.5-(1)-⑦ 霧島山に関する県及び市町における防災用物品に関する意見等


機関名	防災用物品の 配備の有無	防災用物品の配備に関する意見等
宮崎県	無	霧島火山防災連絡会等で防災用物品の配備を行うこととなれば検討することとなるが、ヘルメット等の携行は登山者の自己責任であり、県として配備の予定はない。
えびの市	無	えびの高原を訪れる登山者、観光客のために、最低でもヘルメットは配備する必要があると認識している。しかし、えびの高原周辺に市が管理する施設がないため、具体的な検討に至っていない。
小林市	無	市内の登山口付近に市の施設がなく、防災用物品の配備を検討したことがない。ヘルメット等の準備は、登山者が自ら行うべきである。
都城市	無	市内の登山口付近に市の施設がなく、防災用物品の配備を検討したことがない。ヘルメット等の準備は、登山者が自ら行うべきである。
高原町	無	町が宿泊施設を伴う設備を整備している公園付近から登山口となるが、ヘルメット等の準備は登山者が自ら行うべきであり、同公園内へ防災用物品を配備することは、検討したことがない。
鹿児島県	無	韓国岳南避難小屋を設置しているが、常時開放していることから、防災用物品の登山者等による持ち帰りを防止する方法がないため、配備は困難である。
霧島市	無	市内の登山口3箇所にて退避壕を設置しているが、常時開放していることから、防災用物品の登山者等による持ち帰りを防止する方法がないため、配備は困難である。

(注) 当局の調査結果による。

図表 2.5-(1)-⑧

民間事業者等における防災用物品の配備状況


事業者等名	防災用物品の配備状況
<p>えびのエコミュージアムセンター</p>	<p>【配備状況等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 23 年 1 月の新燃岳の噴火を契機とし、緊急に職員がえびの高原の観光客等を誘導するためには、職員自身の安全確保が必要であるとして、ヘルメット 24 個を配備</li> <li>平時においては、登山者等から申出があれば、ヘルメットの貸出し(センター内にヘルメットの貸出しを周知する案内等は見られず、貸出実績なし)</li> <li>ヘルメットは、地下の倉庫に保管。営業時間中(9時から17時)に貸出しを行うことはできる状況</li> </ul> <p>【現地写真】</p> 
<p>えびの高原荘</p>	<p>【配備状況等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 23 年 1 月の新燃岳の噴火を契機とし、緊急に職員がえびの高原の観光客等を誘導するためには、職員自身の安全確保が必要であるとして、ヘルメット 30 個を配備</li> <li>平時において、登山者等に対する貸出しは行っていない。</li> <li>ヘルメットは、宿直室で保管</li> </ul> <p>【現地写真】</p> 

<p>高千穂河原ビジターセンター</p>	<p><b>【配備状況等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 23 年度の新燃岳の噴火を契機として、同年度に来場者避難用ヘルメット 10 個を購入</li> <li>平成 26 年 9 月の御嶽山の噴火を契機として、防災ヘルメット 10 個を追加で購入し、計 20 個のヘルメットを事務室内に保管</li> <li>希望者には、ヘルメットの貸出しを実施</li> </ul> <p><b>【現地写真】</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>その他、平成 23 年度の新燃岳の噴火を契機として、非常食（500 食）、飲料水（20×6 本、500ml×24 本）も購入・備蓄</li> </ul> 
----------------------	--

(注) 当局の調査結果による。



図表 2.5-(1)-⑨ 霧島山（硫黄山・韓国岳登山ルート）に設置されている避難施設の案内標識の状況

標識の種類	標識の概要
案内図	<p>1 設置数：2本(平成25年3月設置)</p> <p>2 記載内容等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本語と英語(Shelter hut)で記載</li> <li>避難小屋を意味するピクトグラムを使用</li> </ul> <p>(注)「自然公園等施設技術指針」(平成25年7月環境省自然環境整備担当参事官室)では、自然公園独自のピクトグラムを使用する場合は、その意味を日本語と英語で必ず表記することを原則とするとしているが、2本の案内図のうち1本には、ピクトグラムのみが使用されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>破損や文字の判読が困難な標識なし</li> <li>避難小屋への誘導(位置、方向等)として不適切な記載なし</li> </ul> <p>3 現地写真</p>  <p>(地図部分の拡大 赤囲み部分が避難小屋を表すピクトグラム)</p> 

(注) 当局の調査結果による。

図表 2.5-(1)-⑩ 霧島市が設置した退避壕を案内する標識の概要

1 設置数：退避壕ごとに2本

2 記載内容等

- ・日本語と英語(SHELTER)で記載
- ・矢印で退避壕の方向を示しており、誘導(位置、方向等)として不適切な記載なし
- ・破損や文字の判読が困難な標識なし

3 現地写真

〔湯之野登山口〕



〔拡大〕



〔高千穂河原登山口〕



(注) 当局の調査結果による。

図表 2.5-(1)-⑪ 「霧島トレッキングマップ」における避難施設等の表示状況

地図の名称	作成者	作成時期	配布先等	退避壕の記載状況等	避難小屋の記載状況等
霧島トレッキングマップ	霧島市	平成 27 年 8 月 (改訂)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページで公表</li> <li>霧島山周辺の施設に設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>霧島市が同市内の登山口に設置した 3 基の退避壕の位置を「避」マークで記載</li> <li>高原町が同町内の皇子原公園の利用者用として設置した 4 基の退避壕の記載はなし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>韓国岳南避難小屋(霧島市)、大浪池休憩所(霧島市)の位置を記載</li> <li>高千穂峰山頂小屋(高原町)の記載はないが、その理由は不明</li> </ul>

霧島トレッキングマップ(一部抜粋)



大浪池付近拡大図(一部抜粋)

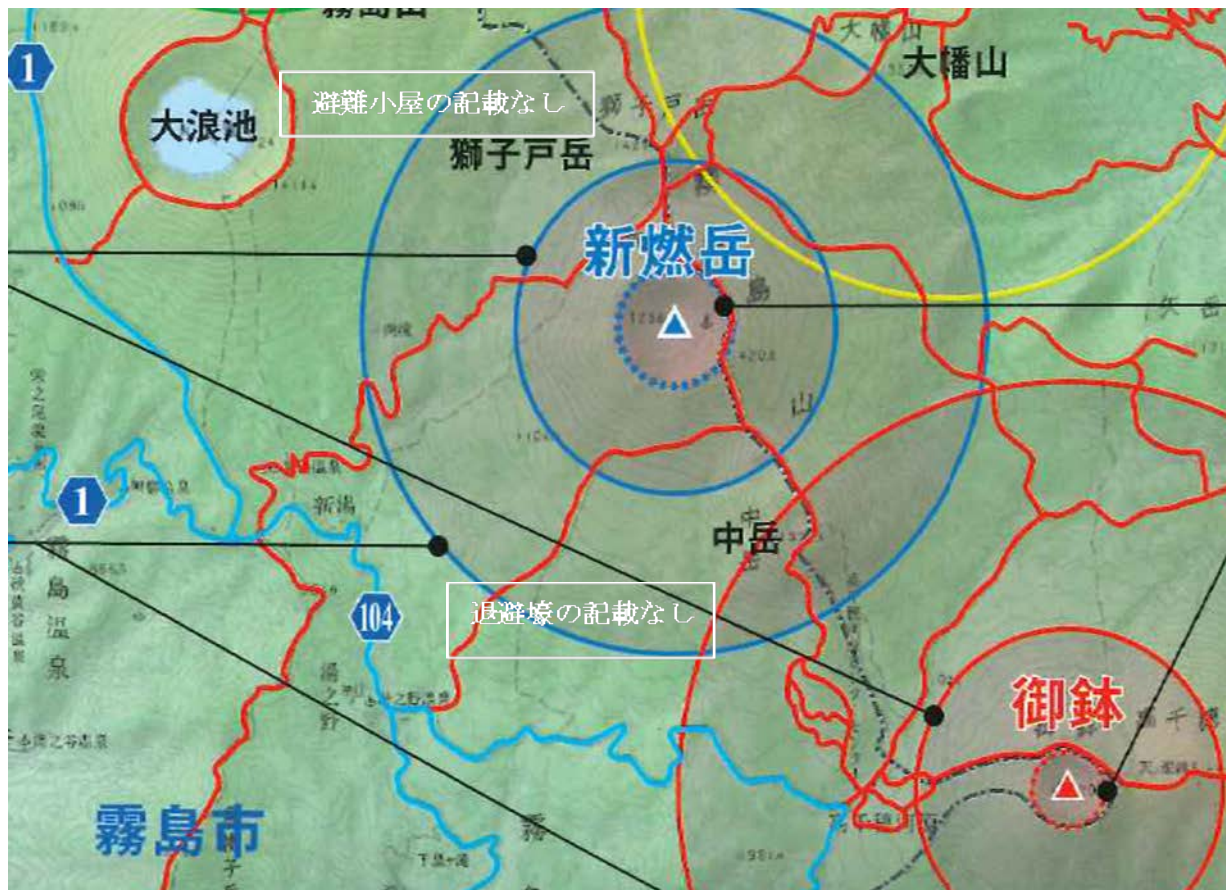


(注) 当局の調査結果による。

図表 2.5-(1)-⑫ 「霧島火山防災マップ」における避難施設等の表示状況

地図の名称	作成者	作成時期	配布先等	退避壕の記載状況等	避難小屋の記載状況等
霧島火山防災マップ	環霧島会議	平成 21 年 3 月	・環霧島会議に属する市町のホームページで公表	・霧島市が同市内の登山口に設置した 3 基及び高原町が同町内の皇子原公園の利用者用として設置した 2 基の退避壕の記載なし。 ・これら 5 基の退避壕は、全て霧島火山防災マップの作成後に完成	・韓国岳南避難小屋(霧島市)、大浪池休憩所(霧島市)、高千穂峰山頂小屋(高原町)の記載はなし。

霧島火山防災マップ(一部抜粋)



(注) 当局の調査結果による。

(2) 登山者等の安全確保に関する情報の提供状況

調査の結果	説明図表番号
<p><b>ア 気象台から県及び関係市町村への火山防災情報の提供</b></p> <p>宮崎地方気象台及び鹿児島地方気象台は、気象庁の防災情報提供システムにより、霧島山に関連する火山防災情報を宮崎県及び鹿児島県の防災担当部局に自動配信しており、これを受けた両県は、霧島山に関連する市町村に対して、各県の防災情報システムを通じて伝達する流れとなっている。</p> <p>また、宮崎地方気象台及び鹿児島地方気象台は、平成 23 年 1 月に新燃岳が噴火して以降の対応として、気象庁が発表している霧島山に関する「火山活動解説資料」について、霧島山に関係する 2 県及び 5 市町村を定期的に巡回するなどして、その内容の説明を行っている。</p> <p><b>イ 県及び市町村から登山者等への情報提供</b></p> <p><b>(7) 緊急時における情報提供（噴火警報発表時）</b></p> <p>平成 24 年度以降、霧島山に関して発表された噴火警戒レベルの引上げを伴う噴火警報は、26 年 10 月 24 日の 1 件のみ（えびの高原（硫黄山）周辺が「レベル 2 相当（火口周辺危険）」）であるが、同警報の発表を受けて市町村が行った登山者等への情報伝達の方法・内容等は、次のとおりである。</p> <p>① 宮崎県</p> <p>上記噴火警報の発表を受けて、県の防災ヘリコプターをえびの高原、韓国岳周辺に出動させて、登山者等に対して下山を呼び掛けるとともに、硫黄山周辺 1 km の範囲での交通規制及びえびの高原から韓国岳への入山禁止の措置を講じている。</p> <p>② えびの市</p> <p>えびの高原で集客施設を運営する事業者等により自主的に組織された「えびの高原自主防災連携組織」と共同で、「えびの高原周辺噴火等対応マニュアル」（平成 26 年 11 月）を作成している。この中には、噴火警報発表時において、市によるえびの高原周辺に滞在する登山者等への情報伝達方法等についても定められている。</p> <p>えびの市は、平成 26 年 10 月 24 日の噴火警報の発表を受けて、屋外スピーカー（防災行政無線）により、登山者等に対し硫黄山火口周辺からの退避を呼び掛けるとともに、火口 1 km の範囲での立入規制を行い、その周知のための看板等を設置した。</p> <p>また、同市は、今回の噴火警報が、硫黄山の火口周辺 1 km の範囲での小規模な噴火が発生するおそれがある内容（噴火警戒レベル 2 相当（火口周辺危険））であったことから、エリアメール（緊急速報メール）を市内全域に発信し、登山者等に対して火口周辺 1 km の範囲からの退避及び下山を呼び掛けている。</p>	<p>図表 2.5－(2) －①</p> <p>図表 2.5－(2) －②、③</p>

<p>③ 小林市、都城市及び高原町</p> <p>これら3市町は、硫黄山の火口周辺1km内の範囲で管理する登山道がないこと及び新燃岳は火口周辺が立入禁止（噴火警戒レベル2）となっており、3市町に所在する登山道から硫黄山周辺に入山することはできないことから、上記噴火警報の発表に伴って、登山者等に対する情報発信等は特に行っていない。</p> <p>④ 鹿児島県</p> <p>上記噴火警報が発表を受けて、ホームページにその旨掲載した。</p> <p>なお、鹿児島県は、県内の火山に立入規制区域が設定されるなどの噴火警報が発表された場合、必要に応じ、県防災ヘリコプターを出動させて、登山者等に対し下山等の呼び掛けを行うこととしている。</p> <p>⑤ 霧島市</p> <p>大浪池登山口から硫黄山周辺に到達する登山ルートがあることから、ホームページで、噴火警報が発表された旨の呼び掛けを行うとともに、大浪池登山口周辺及び登山道に入山規制の看板を設置した。</p> <p>(イ) 平常時における情報提供</p> <p>霧島山に関係する2県5市町における平常時の情報発信の状況を調査した結果は、次のとおりである。</p> <p>① 宮崎県</p> <p>霧島山に関する立入規制を周知するための看板の設置（新燃岳及び硫黄山周辺への立入規制）や県ホームページにおいて、火山情報の提供を行っている。</p> <p>② えびの市</p> <p>上記噴火警報の発表以降も、気象庁が発表したえびの高原（硫黄山）周辺に関する「臨時」の「火山解説情報」を活用して、i) 硫黄山の火山活動が活発化したことを周知する新たな看板の設置、ii) 立入規制エリアや噴火から身を守るための方法などを記載したチラシの作成、事業者等への配布などの情報提供を積極的に行っている。</p> <p>③ 小林市、都城市及び高原町</p> <p>これら3市町は、それぞれが管理する登山道に、新燃岳への立入りができない旨周知する看板を設置した。また、小林市及び高原町は、それぞれのホームページに、登山ルートの紹介や火山防災マップを掲載している。</p> <p>④ 鹿児島県</p> <p>ホームページ上で、観光客に対し、入山規制区域、避難施設の場所、観光情報の提供場所、観光する上での注意事項等を周知しているほか、管理する登山道にも看板を設置している。</p>	<p>図表 2.5-(2) -④、⑤</p>
---	----------------------------

<p>⑤ 霧島市</p> <p>登山者や観光客に対し、入山規制区域、避難施設の場所、登山する上での注意事項等を周知するため、ハザードマップ、各種パンフレットの配布等を行っている。</p> <p>(㊦) 登山道における携帯電話、ラジオの受信状況</p> <p>今回、当局が、噴火発生などの緊急時における情報伝達手段として有効とされる携帯電話について、その受信可能なエリアを確認するため、えびの高原側から韓国岳までの登山ルートを移動しながら、携帯電話端末(3社)及び携帯ラジオの受信状況を13地点で調査したところ、①携帯電話3社全て受信できたのは8地点(61.5%)、②2社受信できたのは3地点(23.1%)、③1社のみ受信できたのは2地点(15.4%)であった。</p> <p>一方、上記13地点において携帯ラジオの受信状況(NHK第1放送)も同時に確認したところ、全ての地点で受信できた。</p> <p>このことから、噴火発生などの緊急時における情報伝達は、携帯電話だけでなく、屋外スピーカーによる呼び掛けや携帯ラジオなど多様な手段の活用が必要であると考えられる。</p> <p>(㊧) 外国人登山者等への火山防災情報の提供状況</p> <p>今回調査した霧島山に係る2県5市町における外国人登山者等に対する火山情報の提供状況は、次のとおりである。</p> <p>① 宮崎県</p> <p>ホームページにおいて、「暮らし・教育」のうち「防災」から「自然災害(地震・津波・噴火・風水害)」の手順により、霧島山の火山活動に関する情報、噴火警報、規制情報、登山者向けの情報等を提供している。これらの情報について、右上の「Foreign Language」(外国語への対応)により、英語、中国語及び韓国語の専用ページに切り替えることも可能である。</p> <p>② えびの市</p> <p>平成26年10月以降、えびの高原(硫黄山)周辺の火山活動が活発化していることから、硫黄山周辺に関する注意喚起を呼び掛ける看板やチラシについて、日本語のほか、英語、韓国語及び中国語の4か国語版を作成し、えびの高原周辺の事業者に配布、備え置きを依頼するなど、外国人観光客や登山者を意識した情報発信も行っている。</p> <p>③ 小林市、都城市及び高原町</p> <p>3市町は、訪れる登山者等の中に外国人がどれだけ含まれているのか把握していないとして、外国人向けの情報発信は特段行っていない。ただし、3市町とも、「今後は、外国人登山者等を意識した情報発信が必要で</p>	<p>図表 2.5-(2) -⑥、⑦</p> <p>図表 2.5-(2) -⑧</p>
---	---

はないか」としている。

④ 鹿児島県

管理する登山道の入口に、新燃岳周辺における立入規制区域の適用箇所、登山上の注意事項等を記載した看板（日本語及び英語で表記）を設置している。

⑤ 霧島市

入山規制区域、避難施設の位置、登山する上での注意事項等を周知するため、ハザードマップ、各種パンフレット等を作成、配布しており、いずれについても英語版、韓国語版等の外国語表記でも作成している。

また、霧島市は、大浪池周辺に設置した退避壕の内部の壁面に、火山防災マップや霧島山が活火山であることなどを周知するパネル（いずれも日本語及び英語の表記）を掲げている。

ウ 民間事業者等による登山者等への情報提供

今回、霧島山周辺で集客施設を運営するなどしている民間事業者等において、登山者等への情報提供状況を調査した結果、次のとおり、登山者等の安全確保のための火山防災情報等を積極的に提供しているものがみられた。

① えびの高原自主防災連携組織における取組

えびの市及びえびの高原周辺の事業者で構成する「えびの高原自主防災連携組織」は、平成 26 年 11 月、共同で、えびの高原（硫黄山）周辺における火山活動の状況に応じた防災対応や情報伝達方法について定めた「えびの高原周辺噴火等対応マニュアル」を作成している。また、会員の中には、次のとおり、登山者等への火山防災情報等を独自に発信するなど積極的な取組を行っているものがある。

i えびのエコミュージアムセンター（一般財団法人自然公園財団が運営・管理）は、鹿児島地方気象台から霧島山（えびの高原周辺、新燃岳、御鉢）に関する火山活動情報（火山性微動、火山性地震など）を毎日入手し、その内容を玄関及び駐車場入口に、看板により掲示するとともに、自ら管理するブログにも掲載して、登山者等に周知している。

また、同センターは、気象庁が発表する噴火警報、火山解説情報、火山活動解説資料等について、宮崎地方気象台から連絡を受けた後、自らその内容を印刷し、施設内に備えている専用のファイルに追加するほか、ホームページにも掲載している。登山者等は、施設内でこのファイルを見れば、伝達された最新の情報を確認することができる。

これらの取組のほかにも、同センターは、平成 27 年 8 月に外国人スタッフを雇用したことから、業務の一環として、外国人登山者等向けに、登山ルートや火山防災情報等の提供を行っており、また、日本語及び外国語で表記された各種ルートマップやチラシも備え付けている。

図表 2.5-(2)

⑨、⑩



ii 国民宿舎えびの高原荘は、霧島山の韓国岳に登山する宿泊客や利用者が多いことから、玄関ロビーや客室内に、えびの市が作成したチラシ「えびの高原の利用者の皆様へ」や気象庁が作成した「噴火速報」に関するリーフレットを多数備え置いて、これらの宿泊客等に提供している。

なお、えびの高原荘は、えびのエコミュージアムセンターが収集した霧島山に関する火山活動情報について、同センターから毎日ファクシミリで提供してもらっており、登山客等からの問合せがあれば、提供することとしている。

#### ② ひなもり台県民ふれあいの森

ひなもり台県民ふれあいの森は、宮崎県が設置し、公益社団法人宮崎県森林林業協会が指定管理者として管理、運営している施設である。同施設では、敷地内に霧島山の大幡池及び新燃岳に続く登山道入口（大幡池登山口）があるため、大幡池登山口付近に登山者用の駐車スペースを設けて、新燃岳の火山活動や入山規制の状況についての看板を設置するとともに、宿泊施設の管理棟入口の掲示板にも、登山者等を対象として、同様の情報提供を行っている。

なお、同協会が提供しているこれらの火山活動情報は、自ら気象庁などのホームページを利用して収集したものであるとしている。登山者等が個々に当該ページにアクセスして、同じ情報を入手する手間が省ける。

#### ③ 霧島ネイチャーガイドクラブ

同クラブは、主に霧島山を訪れるツアー客や観光客に対するガイド活動を通じて、自然に関する知識の普及啓発を行っている団体である。その活動の一環として、気象台や関係機関に問い合わせる霧島山に関する火山活動の状況を把握しクラブ内で情報共有を図っており、ツアー客や観光客に対するガイド活動に当たり、これらの情報も提供することとしている。

#### ④ 高千穂河原ビジターセンター

同センターは、えびのエコミュージアムセンターと同じく一般財団法人自然公園財団高千穂河原支部が管理、運営していることから、えびのエコミュージアムセンターと同様、霧島山に関する火山活動状況について鹿児島地方気象台から情報を入手し、玄関付近に掲示している。また、鹿児島地方気象台から連絡を受けて、霧島山に関する噴火警報、火山の状況に関する解説情報等を施設内に掲示するなどして、登山者等に対し情報提供を行っている。このセンターでも、登山者等は、伝達された最新の情報を確認することができる。

### エ 登山者等に関する情報の把握状況

今回調査した霧島山に関係する2県5市町とも、霧島山への登山者数等の情報は具体的に把握していない状況にあるが、霧島山の登山口付近に設置さ

図表 2.5-(2)

①

れた登山届提出用ポスト（以下この細目において「登山ポスト」という。）に、登山者が提出した登山届を活用することにより、登山者等に関する情報の把握は可能となっている。

現在、霧島山には、宮崎県側に 4 か所（池めぐりコース入口、韓国岳登山口、霧島東神社入口、えびのエコミュージアムセンター入口）及び鹿児島県側に 3 か所（高千穂河原登山口 2 か所（高千穂河原ビジターセンター入口、駐車場入口）、大浪池登山口）、計 7 か所に登山ポストが設置されており、その管理状況等は、次のとおりである。

① 宮崎県側に設置の登山ポスト 4 か所について、宮崎県からの委託を受けた 3 か所を含め、いずれもえびのエコミュージアムセンター（一般財団法人自然公園財団が運営・管理）が管理しており、登山届の回収も同センターが定期的に巡回して行っている。

しかし、同センターは、個人情報保護の観点から、収集した登山届の内容を確認しないまま、えびの警察署に提出している。その後、同署から県や市町村への登山届に関する情報提供が全く行われておらず、県や市町村による登山者等に関する情報の把握に結び付いていない。

② 鹿児島県側に設置の登山ポスト 3 か所について、提出された登山届の回収は鹿児島県警が行っているが、同県警からその内容について鹿児島県及び霧島市には情報提供がなく、宮崎県側と同様に、登山者等に関する情報の把握に結び付いていない。

なお、霧島市は、「平成 26 年 9 月の御嶽山噴火を踏まえ、登山届の提出率の向上を図ることが重要である。高千穂河原駐車場に自動車を訪れる登山者とみられる者に対し、登山届を必ず提出することを依頼するとともに、登山ポストの設置場所を教示している」としている。

③ 今回調査した 2 県 5 市町においては、登山者に対して登山届の提出を義務化することを目的とした条例制定などの具体的な取組はみられない。

図表 2.5- (2) -① 「えびの高原周辺噴火等対応マニュアル」(平成 26 年 11 月 28 日えびの市、えびの高原自主防災連携組織) (抜粋)

○ えびの市の対応

2 噴火警報(火口周辺危険 警戒範囲:概ね1km)

(1) えびの高原自主防災連携組織、観光客等からえびの市に提供された場合

- えびの高原自主防災連携組織、観光客・登山客等から火山の異常現象の通報を受けた時は、宮崎地方気象台及び鹿児島地方気象台に連絡するとともに、関係機関(宮崎県危機管理局、えびの警察署、えびの消防署、えびの駐屯地、消防団等)と情報共有を図る。
- 火山活動の状態に応じて、防災対策係等の職員をえびの高原へ派遣し、規制外で情報収集・状況確認にあたる。

(2) 噴火の恐れが高まる兆候等の情報が気象台からえびの市に提供された場合

- えびの高原自主防災連携組織や宮崎地方気象台など関係機関と連携し、正確な情報確認を行い、今後の火山活動の活発化した場合の対応について検討する。
- 登山道口への看板等の掲示、防災行政無線等によって、直接的な影響を被る可能性が高い硫黄山周辺、概ね最大 1 Km 内及び間接的に影響を受ける外側の登山者、観光客、地域業務者等へ周知徹底を図る。
- 登山者、観光客、地域業務者等、えびの高原に滞在する人びとの把握に努める。
- 必要に応じて県防災救急ヘリコプターの派遣を県に要請する(えびの高原一帯への広報)。

3 噴気や火山ガス等が発生あるいはそのおそれが極度に高まった場合

- 防災行政無線、緊急速報メールや各報道機関等あらゆる手段を通じて登山者、観光客、地域業務者等へ即時の下山、近傍の建物等へ「屋内避難」、安全対策について周知する。
- 防災行政無線等による登山者、観光客、地域業務者等への周知を継続し、あわせて市民にも周知を図る。
- 必要に応じて県防災救急ヘリコプターの派遣を県に要請する(えびの高原一帯への広報)。
- 登山者等、下山後に移送が必要な避難者が確認できた場合、宮崎地方気象台等と連携して火山活動の状況を確認し、再度の車両の派遣を検討する。

4 噴火警報(入山危険 警戒範囲:概ね2km)の発表

- 噴石をともなう噴火等が発生し「噴火警報(入山危険)」が発表された場合、気象庁が発表する警戒範囲内にいる全ての人びとへ退去の指示を行う。
- 避難等に係る伝達方法は、防災行政無線、緊急速報メール、市の広報車や各報道機関等、あらゆる手段を通じて登山者、観光客、地域業務者等へ周知する。

(注) 下線は、当局が付した。

図表 2.5－(2)－② 霧島山に関する噴火警報の発表状況（平成 24 年度以降）

火山情報	発表日時	噴火警戒レベル	情報内容	備考
噴火警報	H26. 10. 24 10:00	・えびの高原（硫黄山）周辺では、引き続き火山活動が高まっており、えびの高原の硫黄山からおむねね 1 km の範囲では噴火に警戒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火予報（平常）から火口周辺警報（火口周辺危険）に引上げ</li> <li>・平成 25 年 12 月以降、韓国岳付近、韓国岳北東側、硫黄山付近で火山性地震が時々発生</li> <li>・平成 26 年 8 月 20 日に硫黄山付近を震源とする 7 分間の火山性微動が発生 14 時から新燃岳を震源とする振幅のやや大きな火山性地震が増加。傾斜計で硫黄山の北西が隆起する変動を観測</li> </ul>	H27. 5. 1、「レベル 1 相当」に引下げ

（注）当局の調査結果による。

図表 2.5－(2)－③ 噴火警報（平成 26 年 10 月 24 日）発表以降のえびの市の情報提供

情報提供方法	日時	提供内容
エリアメール	平成26年10月24日11時16分	火口周辺危険及び下山を呼び掛ける緊急速報メール（エリアメール）をえびの市滞在者に対して一斉送信
防災行政無線	同日11時24分	防災行政無線により、観光客及び登山者等に対する呼び掛けを実施
看板	同日16時頃	えびの高原周辺18か所に硫黄山火口周辺1kmの範囲への立入禁止の看板設置
看板	同年11月7日	上記18か所の看板を4か国語（日本語、英語、中国語、韓国語）に変更
チラシ	同年11月頃	硫黄山の火口周辺危険を観光客、登山客等に周知するため、鹿児島大学地域防災教育研究センターの岩船特任教授の協力を得て、「えびの高原の利用者の皆様へ」を4か国語で作成、配布
スピーカーの増設	同年12月頃	従来1基だったえびの高原の観光客等向けのスピーカーを1基増設して、韓国岳9合目付近までサイレン及び防災行政無線の内容が登山者に届くよう措置（テスト済み）
—	27年5月1日	噴火警報レベル2相当から1へ引下げ。火口周辺1km規制解除
看板	同年5月1日	同日の噴火警報解除を受けて、活火山であることに留意するよう呼びかける看板を登山道入口の8か所に掲示
チラシ	同年5月1日	硫黄山が活火山であることに注意を促す内容に変更した上で「えびの高原の利用者の皆様へ」を再度作成（ただし、日本語版のみ作成）
看板	同年7月27日	平成27年7月26日午前9時頃、3分未満の火山性微動が発生したため、翌日に上記8か所の看板を、i）火山性の地震が発生しているため登山の際は十分注意すること、ii）異臭・異常に気付いた場合にはえびの市に連絡することを周知する看板に張り替え
看板	同年9月1日	外国人への対応のため、上記8か所の看板を4か国語（日本語、英語、韓国語、中国語）表記に変更
看板	同年11月11日	硫黄山周辺10か所に看板を設置

（注）えびの市提出の資料により作成した。

図表 2.5- (2) -④ 霧島山の関係県及び市町による火山防災情報の提供状況（平常時）

機関名	提供方法	提供内容
宮崎県	看板等の設置・掲示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・えびの高原（硫黄山）周辺の噴火警戒レベル2の噴火警報を受けて、韓国岳登山口及び池めぐりコース登山口の2か所に登山禁止を周知する看板を設置（一部英語表記あり）（→規制解除後撤去）</li> <li>・県が管理する登山道において、新燃岳への立入規制が継続中であることを周知する看板を設置</li> </ul>
	ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県ホームページの「自然災害（地震・津波・噴火・風水害）」ページにおいて、霧島山に関する噴火警報、噴火予報、これらに伴う規制エリア情報、看板等の設置など登山者向けの情報提供の実施状況などについて掲載</li> <li>・上記ページは、日本語、英語、韓国語、中国語の4か国語で提供</li> </ul>
えびの市	看板等の設置・掲示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・えびの高原周辺の18か所に硫黄山周辺1km内への立入規制を周知する看板の設置（日本語、英語、韓国語、中国語）（→規制解除後撤去）</li> <li>・上記規制解除後、えびの市側登山道入口の8か所に活火山であることに留意するよう呼び掛ける看板を掲示（日本語、英語、韓国語、中国語）</li> <li>・平成27年9月1日、えびの市側登山道入口の8か所にえびの高原（硫黄山周辺）において火山性地震の発生している旨の周知（気象庁が発表した臨時の火山解説情報を活用）及び異常等発見時にえびの市への通報を依頼する看板を設置（日本語、英語、韓国語、中国語）（次表写真①）</li> <li>・平成27年11月11日、硫黄山の活動活発化を受けて、硫黄山の火口周辺の10か所に、i）火口周辺の立入りを控えること、ii）硫化水素のにおいがする場所での休憩を控えることについて呼び掛ける看板を設置（日本語のみ）（次表写真②）</li> <li>・「霧島山に関する規制情報」として、新燃岳に関する噴火警戒レベル、立入禁止区域への注意喚起を呼び掛ける看板を設置（日本語のみ）（次表写真③）</li> </ul>
	ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・えびの市ホームページの「防災情報」ページにえびの高原（硫黄山）周辺の規制情報、登山道の案内、登山者への活火山であることの呼び掛けを掲載。詳細情報については、宮崎県ホームページの「自然災害（地震・津波・噴火・風水害）」ページにリンク設定（日本語、英語で提供）</li> </ul>
	チラシの作成・配布	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「えびの高原の利用者の皆様へ」を作成し、立入禁止エリア（硫黄山周辺1km）、噴火から身を守るための方法、気象庁ホームページ（QRコード掲載）等について4か国語（日本語、英語、韓国語、中国語）で掲載。えびの高原周辺において配布</li> </ul>
	スピーカーの設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在えびの高原周辺には2基設置。平成26年12月に1基新設し、緊急時には韓国岳山頂付近まで呼び掛けが聞こえるように設置</li> <li>・平常時は、スピーカーの動作確認のため、毎日、試験吹鳴を実施</li> </ul>
小林市	看板等の設置・掲示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新燃岳に続く登山道1か所（大幡池分岐地点周辺）に「登山道へ入山禁止」の看板を設置（日本語のみ）（次表写真④）</li> </ul>
	ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページの「火山情報」ページにおいて、登山可能なルートを紹介、立入禁止エリアの周知等を掲載「霧島山防災マップ」の掲載、噴火警戒レベルの紹介、登山時の備えや注意について掲載（日本語のみ）</li> </ul>
都城市	看板等の設置・掲示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夢ヶ丘登山道に「霧島山登山道規制図」を掲載した看板を設置し、霧島山に関して登山可能又は登山不可の道について規制図を用いて登山者に対して周知（日本語のみ）（次表写真⑤）</li> </ul>
高原町	看板等の設置・掲示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高原町側の登山口3か所（矢岳登山口、高千穂峰・矢岳登山口分岐点、高千穂峰天孫降臨登山口）に、新燃岳での小規模噴火のおそれ及び新燃岳への立入規制を周知する看板を設置（日本語のみ）（次表写真⑥）</li> </ul>
	ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町ホームページの「霧島登山」ページで、皇子原公園及び御池キャンプ</li> </ul>

		<p>村の宿泊施設を利用した霧島登山のルートなどについて紹介。「霧島火山防災マップ」を掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ただし、同ページからの外部リンク「霧島・新燃岳火山情報」では、平成23年9月30日を最後に更新がないため、同ページからは最新の新燃岳に関する火山情報を閲覧できない。</li> </ul>
鹿児島県	看板等の設置・掲示	<ul style="list-style-type: none"> <li>鹿児島県が管理している登山道のうち、立入規制区域が設定されている新燃岳周辺に、立入規制区域の場所、登山上の注意事項を記載した看板を設置（日本語、英語）（次表写真⑦）</li> </ul>
	ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> <li>県ホームページの防災情報のページで情報提供を実施。提供情報は気象庁へのリンクにより対応</li> </ul>
霧島市	看板等の設置・掲示	<ul style="list-style-type: none"> <li>大浪池登山口に設置した避難壕の内壁に、「火山防災マップ」を掲示（拡大の上アルミ複合版に印刷）（次表写真⑧）</li> </ul>
	ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> <li>霧島市のホームページに霧島山系の活動状況、規制状況、登山の可否などに関する最新情報を掲載（日本語、英語、韓国語、中国語）</li> </ul>
	火山防災情報を掲載したマップ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年1月に霧島山系周辺の自治体で構成される「環霧島会議」が作成したハザードマップである「霧島火山防災マップ」を、霧島山系に近接した地域に所在する観光関連施設（観光案内所、ホテル、ビジターセンターなど）や市の施設（支所など）に配布し、利用者や宿泊客の目につくところに掲示するよう依頼・指示</li> </ul>
	チラシの作成・配布	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下①～④の資料を作成の上、それぞれ市内の観光案内所、霧島市観光協会（同協会に加入する宿泊施設については同協会を通じて配布）、高千穂河原ビジターセンター、えびのエコミュージアムセンターに配布（①・②についてはこれらに加えてバス・タクシー・レンタカー会社、九州内の山岳用品店、鹿児島空港にも配布）し、窓口等に備え付けて施設等の利用者や宿泊客等が自由に持ち帰れるようにしている。</li> <li>① 登山ルート、入山規制区域、避難壕とサイレンスピーカーの設置箇所、登山情報を提供する観光案内所やビジターセンターの場所、登山に当たっての注意事項、緊急連絡先などを記した「霧島トレッキングマップ」（日本語、英語、韓国語）</li> <li>② 登山ルート、入山規制区域、避難壕とサイレンスピーカーの設置箇所、登山情報を提供する観光案内所やビジターセンターの場所を記した「霧島ガイドマップ」（日本語、英語、韓国語、中国語）</li> <li>③ サイレンの設置場所と可聴区域、噴火時（サイレン吹鳴時）の注意事項、噴火警戒レベルの説明、緊急連絡先などを記載した「噴火にそなえて」（日本語と英語の併記）</li> <li>④ 登山ルート、避難小屋、ビジターセンターの場所、登山に当たっての注意事項などを記した「霧島ジオパーク公式コースブック」</li> </ul>
	スピーカーの設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の各地に設置した防災行政無線の屋外スピーカー（新燃岳の半径5km以内では高千穂峰登山口と新湯温泉の2か所に設置）を利用し、緊急時にアナウンス放送により情報を周知する。可聴範囲は約350m。</li> <li>また、新燃岳噴火後の平成24年4月に、新燃岳の半径5km以内の5か所にサイレンスピーカーを設置。可聴範囲は約2.5kmあり、天候がよければ高千穂峰の登山口から山頂までの登山道の全域及び韓国岳の大浪池登山口から山頂までの登山道の大半の区域で聴取が可能。</li> </ul>

（注）当局の調査結果による。

図表 2.5-(2)-⑤ 霧島山における火山情報に関する看板等の設置例

設置場所	表示内容
<p>①韓国岳登山道入口など硫黄山周辺の8か所</p>	<p>1 表示内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・硫黄山の活動に関する「注意」として、えびの高原の火山性地震の発生についての注意喚起（日本語、英語、中国語、韓国語）</li> <li>・火山の異臭・異常に気付いた場合のえびの市への情報提供の呼び掛け</li> </ul> <p>2 現地写真</p>  <p>The photograph shows a vertical wooden signpost with four distinct panels of text. The top panel is in Japanese, titled '注意' (Attention), warning about volcanic earthquakes on the Ebino Plateau and providing contact information for Ebino City. The second panel is in English, titled 'CAUTION', with the same message. The third panel is in Chinese, titled '注意', and the fourth panel is in Korean, titled '주의' (Caution). All panels include the name of the Miyazaki Prefecture Mayor and the disaster prevention department's phone number (0984-35-1111).</p>

<p>②硫黄山火口周辺の10か所</p>	<p>1 表示内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・硫黄山火口周辺を訪れる登山者等に注意を喚起するため、火山ガスや休憩場所について注意喚起（日本語のみ）</li> <li>・火山の異臭・異常に気付いた場合のえびの市への情報提供の呼び掛け</li> </ul> <p>2 現地写真</p> 
<p>③新燃岳に通じる登山道周辺</p>	<p>1 表示内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新燃岳の噴火警戒レベル2（火口周辺規制）、規制区域への立入禁止の登山者等への注意喚起</li> </ul> <p>2 現地写真</p> 



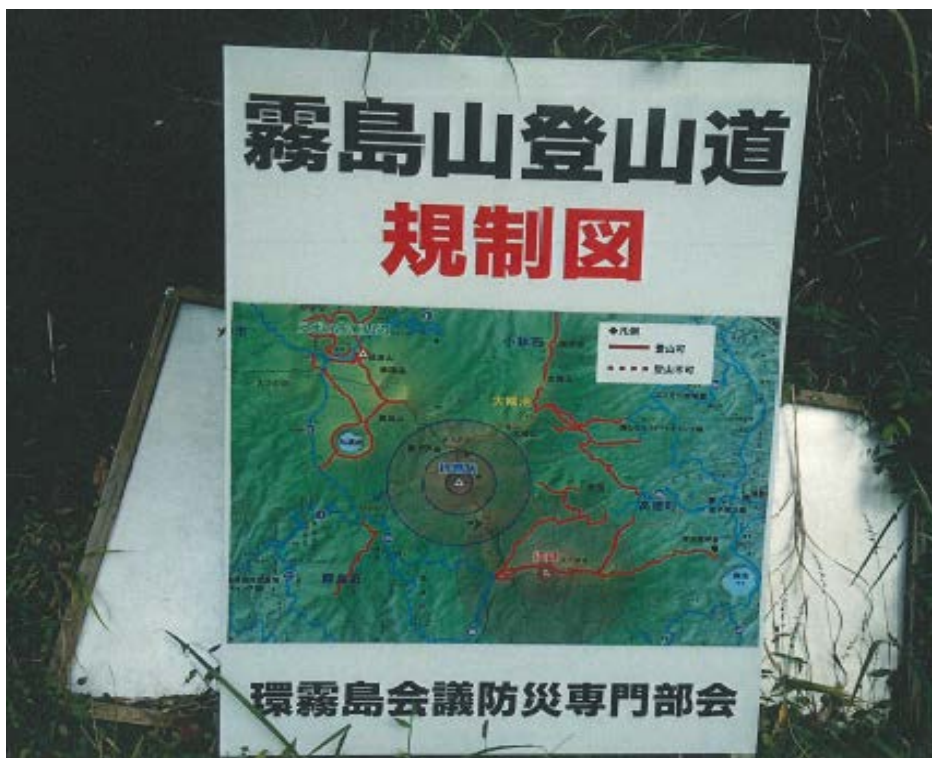
④新燃岳に  
続く登山道  
1 か所（大  
幡池分岐地  
点周辺）

- 1 表示内容
  - ・新燃岳が噴火警戒レベル2であることから入山規制を周知（日本語のみ）
- 2 現地写真



⑤夢ヶ丘登  
山道入口  
（都城市）

- 1 表示内容
  - ・霧島山登山道に関する規制図の看板を登山道入り口に設置（日本語のみ）
- 2 現地写真



⑥高原町側の登山口 3 か所（矢岳登山口、高千穂峰・矢岳登山口分岐点、高千穂峰天孫降臨登山口）

- 1 表示内容
  - ・新燃岳に通じる登山道への立入りを禁止する注意喚起（日本語のみ）
- 2 現地写真



⑦鹿児島県側の登山口（大浪池登山口、高千穂河原登山口）

- 1 表示内容
  - ・鹿児島県が管理している登山道のうち、立入規制区域が設定されている新燃岳周辺に、立入規制区域の場所、登山上の注意事項を記載した看板を設置（日本語、英語）
- 2 現地写真



⑧大浪池登山道入口の避難壕の中

1 表示内容

- ・大浪池登山口に設置した避難壕の内壁に、「火山防災マップ」などを掲示（拡大の上アルミ複合版に印刷）（日本語、英語）

2 現地写真



(注) 当局の調査結果による。

図表 2.5-(2)-⑥ 登山道における携帯電話等の電波受信状況（霧島山（韓国岳））

常時観測火山名	霧島山 (韓国岳)	登山ルート名	韓国岳登山口ルート		携帯電話の受信状況	ラジオ (NHK 第1:AM)
No	受信状況を確認した位置					
	測定地点	緯度	経度	高度		
1	えびのエコミュージアムセンター前	北緯 31 度 56 分 46 秒 3	東経 130 度 56 分 35 秒 3	1,200m	3社とも受信可	○
2	硫黄山登山口 (不動池側)	北緯 31 度 56 分 53 秒 8	東経 130 度 51 分 1 秒 3	1,258m	3社とも受信可	○
3	硫黄山山頂付近	北緯 31 度 56 分 49 秒 1	東経 130 度 51 分 10 秒 1	1,314m	2社は受信可 1社は受信不可	○
4	韓国岳一合目	北緯 31 度 56 分 40 秒 4	東経 130 度 51 分 10 秒 7	1,300m	3社とも受信可	○
5	韓国岳二合目	北緯 31 度 56 分 36 秒 3	東経 130 度 51 分 15 秒 1	1,350m	3社とも受信可	○
6	韓国岳三合目	北緯 31 度 56 分 33 秒 0	東経 130 度 51 分 18 秒 5	1,410m	3社とも受信可	○
7	韓国岳四合目	北緯 31 度 56 分 28 秒 7	東経 130 度 51 分 18 秒 2	1,450m	3社とも受信可	○
8	韓国岳五合目	北緯 31 度 56 分 22 秒 1	東経 130 度 51 分 20 秒 8	1,520m	3社とも受信可	○
9	韓国岳六合目	北緯 31 度 56 分 17 秒 9	東経 130 度 51 分 25 秒 7	1,570m	3社とも受信可	○
10	韓国岳七合目	北緯 31 度 56 分 14 秒 6	東経 130 度 51 分 27 秒 6	1,600m	1社は受信可 2社は受信不可	○
11	韓国岳八合目	北緯 31 度 56 分 7 秒 4	東経 130 度 51 分 31 秒 3	1,640m	1社は受信可 2社は受信不可	○
12	韓国岳九合目	北緯 31 度 56 分 4 秒 4	東経 130 度 51 分 35 秒 0	1,670m	2社は受信可 1社は受信不可	○
13	韓国岳山頂	北緯 31 度 56 分 3 秒 0	東経 130 度 51 分 41 秒 8	1,700m	2社は受信可 1社は受信不可	○

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「ラジオ」欄の「○」は、測定地点において聴取（電波受信）できたことを示す。

図表 2.5-(2)-⑦ 登山道における携帯電話等の電波受信状況（霧島山（高千穂峰））

常時観測火山名	霧島山 (高千穂峰)	登山ルート名	御鉢・高千穂峰登山 ルート	受信状況を確認した位置		携帯電話の受信 状況	ラジオ (NHK 第1:AM)
No	測定地点	緯度	経度	高度			
1	高千穂河原(鹿児島 島県)	北緯 31 度 52 分 58 秒	東経 130 度 53 分 24 秒	950m	2 社は受信可 1 社は受信不可	○	
2	登山口(鹿児島 島県)	北緯 31 度 53 分 10 秒	東経 130 度 53 分 52 秒	960m	2 社は受信可 1 社は受信不可	○	
3	自然探勝路内三 叉路(県境)	北緯 31 度 53 分 07 秒	東経 130 度 53 分 48 秒	1,080m	2 社は受信可 1 社は受信不可	○	
4	自然探勝路出口 (県境)	北緯 31 度 53 分 05 秒	東経 130 度 53 分 44 秒	1,145m	1 社は受信可 2 社は受信不可	○	
5	御鉢火口淵(県 境)	北緯 31 度 46 分 22 秒	東経 130 度 45 分 24 秒	1,370m	3 社とも受信不可	○	
6	馬の背(県境)	北緯 31 度 53 分 15 秒	東経 130 度 54 分 32 秒	1,400m	3 社とも受信不可	○	
7	神宮元宮と山頂 の中間(宮崎県)	北緯 31 度 53 分 14 秒	東経 130 度 54 分 41 秒	1,477m	3 社とも受信不可	○	
8	山頂(宮崎県)	北緯 31 度 53 分 10 秒	東経 130 度 55 分 09 秒	1,574m	3 社とも受信不可	○	

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「ラジオ」欄の「○」は、測定地点において聴取（電波受信）できたことを示す。

図表 2.5- (2) -⑧ 外国人に対する火山防災情報の提供状況

機関名	提供方法	提供内容
宮崎県	ホームページ	・県ホームページの「自然災害（地震・津波・噴火・風水害）」ページにおいて、霧島山に関する噴火警報、噴火予報、これらに伴う規制エリア情報、看板等の設置など登山者向けの情報提供の実施状況などについて掲載（日本語、英語、韓国語、中国語）
えびの市	看板等の設置・掲示	・えびの高原周辺の 18 か所に硫黄山周辺 1 km 内への立入規制を周知する看板の設置（日本語、英語、韓国語、中国語）（→規制解除後撤去） ・上記規制解除後、えびの市側登山道入口の 8 か所に活火山であることに留意するよう呼び掛ける看板を掲示（日本語、英語、韓国語、中国語） ・平成 27 年 9 月 1 日、えびの市側登山道入口の 8 か所にえびの高原（硫黄山周辺）において火山性地震の発生している旨の周知（気象庁が発表した臨時の火山解説情報を活用）及び異常等発見時にえびの市への通報を依頼する看板を設置（日本語、英語、韓国語、中国語）
	ホームページ	・えびの市ホームページの「防災情報」ページにえびの高原（硫黄山）周辺の規制情報、登山道の案内、登山者への活火山であることの呼び掛けを掲載。詳細情報については、宮崎県ホームページの「自然災害（地震・津波・噴火・風水害）」ページにリンク設定（日本語、英語表記に対応）
	チラシの作成・配布	・「えびの高原の利用者の皆様へ」を作成し、立入禁止エリア（硫黄山周辺 1 km）、噴火から身を守るための方法、気象庁ホームページ（QRコード掲載）等について 4 か国語（日本語、英語、韓国語、中国語）で掲載。えびの高原周辺において配布
鹿児島県	看板等の設置・掲示	・鹿児島県が管理している登山道のうち、立入規制区域が設定されている新燃岳周辺に、立入規制区域の場所、登山上の注意事項を記載した看板を設置（日本語、英語）
霧島市	看板等の設置・掲示	・大浪池登山口に設置した避難壕の内壁に、「火山防災マップ」を掲示（拡大の上アルミ複合版に印刷）（日本語、英語）
	ホームページ	・霧島市のホームページに霧島山系の活動状況、規制状況、登山の可否などに関する最新情報を掲載（日本語、英語、韓国語、中国語）
	チラシの作成・配布	以下①～③の資料を作成の上、それぞれ市内の観光案内所、霧島市観光協会（同協会に加入する宿泊施設については同協会を通じて配布）、高千穂河原ビジターセンター、えびのエコミュージアムセンターに配布（①・②についてはこれらに加えてバス・タクシー・レンタカー会社、九州内の山岳用品店、鹿児島空港にも配布）し、窓口等に備え付けて施設等の利用者や宿泊客等が自由に持ち帰れるよう設置 ① 登山ルート、入山規制区域、避難壕とサイレンスピーカーの設置箇所、登山情報を提供する観光案内所やビジターセンターの場所、登山に当たっての注意事項、緊急連絡先などを記した「霧島トレッキングマップ」（日本語、英語、韓国語） ② 登山ルート、入山規制区域、避難壕とサイレンスピーカーの設置箇所、登山情報を提供する観光案内所やビジターセンターの場所を記した「霧島ガイドマップ」（日本語、英語、韓国語、中国語） ③ サイレンの設置場所と可聴区域、噴火時（サイレン吹鳴時）の注意事項、噴火警戒レベルの説明、緊急連絡先などを記載した「噴火にそなえて」（日本語と英語の併記）

(注) 当局の調査結果による。

図表 2.5- (2) -⑨ 霧島山周辺事業者による火山防災情報の提供状況

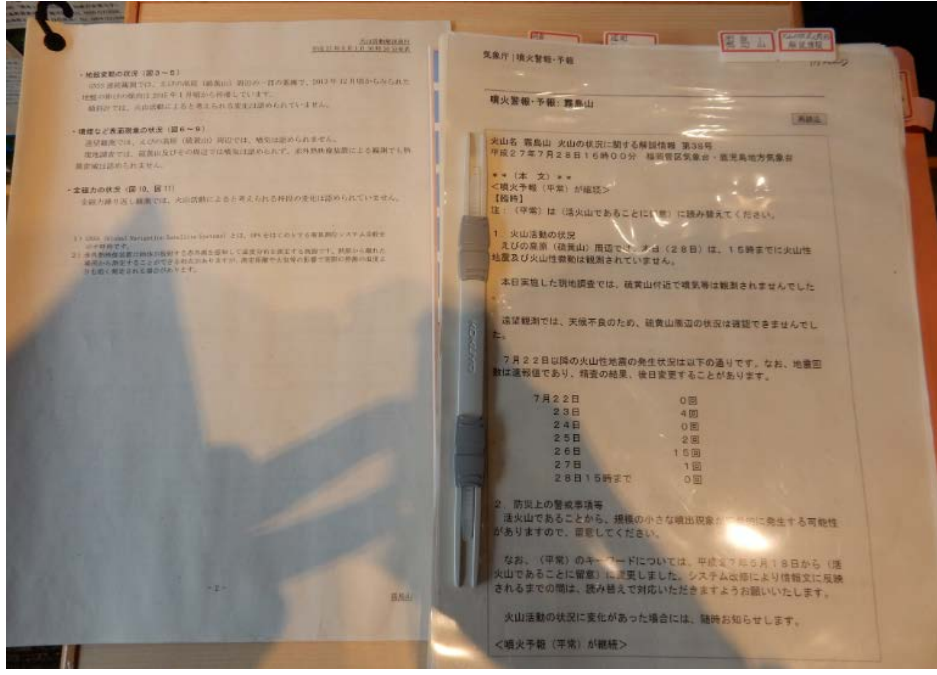
事業者名	提供方法	提供内容
えびのエコミュージアムセンター	看板等の設置・掲示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎日鹿児島地方気象台から情報を収集して火山性微動、地震などについてボードに記載した情報をエントランスに掲示して登山者等に周知（次図表現地写真①）。収集した情報は、同センター入口の掲示板及び駐車場入り口の 2 か所並びに同センターが管理するブログに毎日掲載するとともに、「えびの高原自主防災連携組織」に加盟する事業者により毎日 F A Xにて提供</li> <li>・ 同センターには、宮崎地方気象台の担当者から解説情報などが発表された際には、そのことを知らせる電話が入る仕組み。これを受けてセンターでは気象台がホームページ等で発表する火山防災情報を印刷した上でファイリングし、同センター入口付近に設置し、登山者等のために供覧（次図表現地写真②）</li> <li>・ 「安全な登山のために」と題して登山する上での注意点や登山できない立入規制エリアについて表示した地図を掲載</li> </ul>
	ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同センターのホームページの「火山情報」ページで、えびの高原（硫黄山）周辺が活火山であることに留意との注意喚起を行った上で、気象庁が発表した火山解説情報、月間火山概況、噴火警報等の火山防災情報について掲載</li> <li>・ 気象台から収集した霧島山の火山活動に関する情報は、同センターが管理するブログに毎日掲載</li> </ul>
	チラシ・マップの作成・配布	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ えびの市が作成した「えびの高原の利用者の皆様へ」、気象庁が作成した「噴火速報」などのチラシ、えびの高原の案内図（日本語、英語、韓国語、中国語）を館内に設置、配布</li> <li>・ 霧島市が作成した登山ルート、入山規制区域、避難壕とサイレンスピーカーの設置箇所、登山情報を提供する観光案内所やビジターセンターの場所などを記した「霧島トレッキングマップ」（日本語、英語、韓国語）、「霧島ガイドマップ」（日本語、英語、韓国語、中国語）などの設置、配布</li> </ul>
	外国人の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同センターでは、平成 27 年 8 月から外国人職員（男性 1 人）を雇用し、えびの高原を訪れる外国人に対する観光案内業務を担当。業務の一環として、外国人登山者に対する登山ルートの説明、火山情報の説明、注意喚起等を実施</li> </ul>
えびの高原荘	チラシの作成・配布	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ えびの市作成の「えびの高原の利用者の皆様へ」及び気象庁が作成した「噴火速報」のチラシを館内及び客室に設置、配布</li> </ul>
宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森	看板等の設置・掲示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登山者用駐車場に「霧島山火山情報」と題した立て看板を設置し、同登山口からのルートは新燃岳に近づくことになるルートであるため、i) 火山防災マップの新燃岳噴火時の被害想定図、ii) 現在地から新燃岳火口及び硫黄山火口までの直線距離による位置表示、iii) 日本気象協会 H P からの新燃岳に関する活動状況ページ、iv) 大幡池より上（新燃岳まで）は入山を自粛するよう呼び掛けを実施（次図表現地写真⑤）</li> <li>・ 同施設内のオートキャンプ場の利用者に対して、管理棟の入口に、「霧島山火山情報」として、i) 火山防災マップの新燃岳及びえびの高原（硫黄山）噴火時の被害想定図、ii) 現在地から新燃岳火口及び硫黄山火口までの直線距離による位置表示、iii) 気象庁 H P から「火山登山者向けのページ」、iv) 「噴火速報」のチラシを掲示。これらの情報提供は主にキャンプ場利用者に対してのものであるが、利用者の中に登山者もいるため、登山に関する情報も掲載</li> </ul>
霧島ネイチ	ガイドによる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同ガイドクラブ会長が、関係機関に直接問い合わせるなどして火山情</li> </ul>

ヤーガイド クラブ	情報提供	報を収集して同クラブで共有。ツアー客を案内するガイドは必要に応じてツアー客に対して火山情報を提供
高千穂河原 ビジターセ ンター	看板等の設 置・掲示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前日の御鉢と新燃岳の活動状況（地震、山体膨張その他の異変の有無と内容）と当日の天候・風向予報を鹿児島地方気象台から入手し、センター内に掲示</li> <li>・ 鹿児島地方気象台が発表した火山の状況に関する解説情報、噴火警報・予報をセンター内に掲示</li> </ul>
	マップの作 成・配布	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 霧島市から提供を受けた「霧島トレッキングマップ」、「霧島ガイドマップ」を窓口に備え付け、配布</li> </ul>

(注) 当局の調査結果による。



図表 2.5- (2) -⑩ 霧島山の周辺事業者による火山防災情報の提供例

事業者等名	提供情報等																											
えびのエコミュージアムセンター	<p>【提供情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「火山活動情報」の掲示</li> <li>・霧島山（えびの高原周辺、新燃岳、御鉢）に関する火山性地震、火山性微動の発生回数、噴火警戒レベルについて毎日掲示</li> </ul> <p>【現地写真①】</p>																											
	 <p>「えびの高原周辺・新燃岳・御鉢」の情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">火山性地震および火山性微動の回数</th> <th colspan="2">えびの高原周辺</th> <th colspan="2">新燃岳</th> <th colspan="2">御鉢</th> </tr> <tr> <th>地震</th> <th>微動</th> <th>地震</th> <th>微動</th> <th>地震</th> <th>微動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昨日 9日</td> <td>0回</td> <td>0回</td> <td>3回</td> <td>0回</td> <td>0回</td> <td>0回</td> </tr> <tr> <td>本日 7:00まで</td> <td>0回</td> <td>0回</td> <td>0回</td> <td>0回</td> <td>0回</td> <td>0回</td> </tr> </tbody> </table> <p>○噴火警戒レベル及び噴火警戒・噴火予報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・えびの高原周辺：〈活火山であることに留意〉</li> <li>・新燃岳：噴火警戒レベル2〈火口周辺規制〉</li> <li>・御鉢：噴火警戒レベル1〈活火山であることに留意〉</li> </ul>	火山性地震および火山性微動の回数	えびの高原周辺		新燃岳		御鉢		地震	微動	地震	微動	地震	微動	昨日 9日	0回	0回	3回	0回	0回	0回	本日 7:00まで	0回	0回	0回	0回	0回	0回
火山性地震および火山性微動の回数	えびの高原周辺		新燃岳		御鉢																							
	地震	微動	地震	微動	地震	微動																						
昨日 9日	0回	0回	3回	0回	0回	0回																						
本日 7:00まで	0回	0回	0回	0回	0回	0回																						
	<p>【提供情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁が発表する「火山防災情報」を館内にファイリングして掲示</li> </ul> <p>【現地写真②】</p>																											
	 <p>気象庁「噴火警戒・予報」</p> <p>噴火警戒・予報：霧島山</p> <p>米山名 霧島山 火山の状況に関する解説情報 第36号 平成27年7月28日16時00分 福岡管区気象台・鹿児島地方気象台</p> <p>【本 文】</p> <p>&lt;噴火予報（平常）が継続&gt;</p> <p>【概 要】</p> <p>注：（平常）は「活火山であることに留意」に読み替えてください。</p> <p>1 火山活動の状況</p> <p>えびの高原（霧島山）周辺で、28日は、15時までに火山性地震及び火山性微動は観測されていません。</p> <p>本日実施した現地調査では、硫黄山付近で噴気等は観測されませんでした。</p> <p>遠望観測では、天候不良のため、硫黄山周辺の状況は確認できませんでした。</p> <p>7月22日以降の火山性地震の発生状況は以下の通りです。なお、地震回数には遠程値であり、精度の結果、後日変更することがあります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7月22日</td> <td>0回</td> </tr> <tr> <td>23日</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td>24日</td> <td>0回</td> </tr> <tr> <td>25日</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>26日</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>27日</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>28日15時まで</td> <td>0回</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 防災上の警戒事項等</p> <p>活火山であることから、規模の小さな噴出現象が一部に発生する可能性がありますので、留意してください。</p> <p>なお、（平常）のキーワードについては、平成27年6月18日から（活火山であることに留意）に変更しました。システム改修により情報文に反映されるまでの間は、読み替えて対応いただきますようお願いいたします。</p> <p>火山活動の状況に変化があった場合には、随時お知らせします。</p> <p>&lt;噴火予報（平常）が継続&gt;</p>	日	回数	7月22日	0回	23日	4回	24日	0回	25日	2回	26日	1回	27日	1回	28日15時まで	0回											
日	回数																											
7月22日	0回																											
23日	4回																											
24日	0回																											
25日	2回																											
26日	1回																											
27日	1回																											
28日15時まで	0回																											

【提供情報】

・安全な登山のための情報、登山できない立入禁止エリアの地図表示

【現地写真③】



えびの高原  
荘客室内

【提供情報】

・えびの市が作成した「えびの高原の利用者の皆様へ」、気象庁が作成した「噴火速報」を客室の「施設案内」の中にファイリングして宿泊客に周知

【現地写真④】

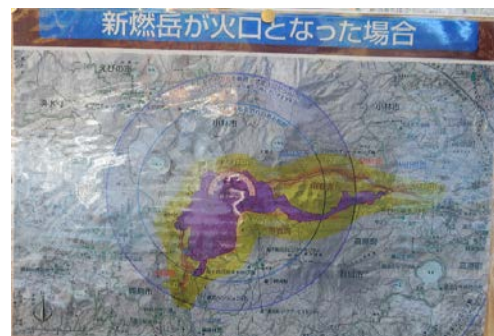
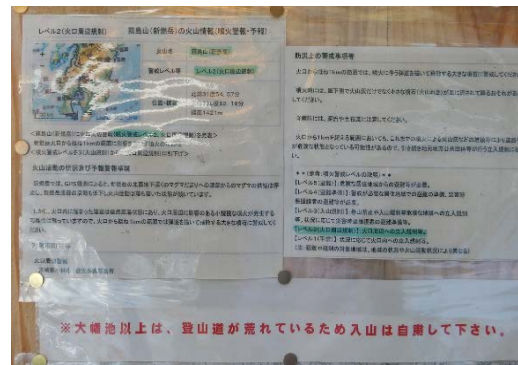


宮崎県ひな  
もり台県民  
ふれあいの  
森 駐 車 場  
(大幡池登  
山口付近)

【提供情報】

- ・登山者用駐車場に「霧島山火山情報」と題した立て看板を設置し、同登山口からのルートは新燃岳に近づくことになるルートであるため、i) 火山防災マップの新燃岳噴火時の被害想定図、ii) 現在地から新燃岳火口及び硫黄山火口までの直線距離による位置表示、iii) 日本気象協会HPからの新燃岳に関する活動状況ページ、iv) 大幡池より上（新燃岳まで）は入山を自粛する呼び掛けを掲載

【現地写真⑤】



宮崎県ひな  
もり台県民  
ふれあいの  
森（オート  
キャンプ場  
管理棟）

【提供情報】

- ・管理棟の入口に、「霧島山火山情報」として、i) 火山防災マップの新燃岳及びえびの高原（硫黄山）噴火時の被害想定図、ii) 現在地から新燃岳火口及び硫黄山火口までの直線距離による位置表示、iii) 気象庁HPから「火山登山者向けのページ」、iv) 「噴火速報」のチラシを掲示

【現地写真⑥】

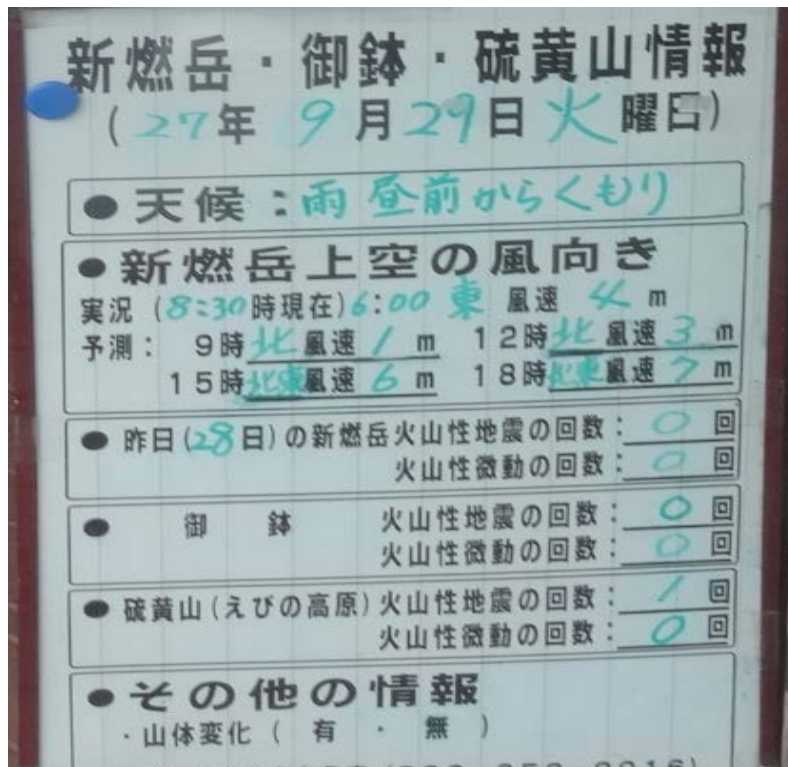


高千穂河原  
ビジターセ  
ンター

【提供情報】


・前日の御鉢と新燃岳の活動状況（地震、山体膨張その他の異変の有無と内容）と当日の天候・風向予報を鹿児島地方気象台から入手し、センター内に掲示（赤線の枠内）

【現地写真⑦】



(注) 当局の調査結果による。

図表 2.5-(2)-⑪ 霧島山における登山ポストの設置例

設置場所	登山ポストの設置状況
<p>えびのエコミュージアムセンター（えびの市）</p>	<p><b>【設置状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・えびの警察署による登山計画書の提出を呼び掛ける記載あり</li> <li>・えびのエコミュージアムセンター入口に設置。同ポストに施錠あり。</li> </ul> <p><b>【現地写真】</b></p> 
<p>韓国岳登山口（えびの市）</p>	<p><b>【設置状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・硫黄山から韓国岳登山口へと通じる登山道に設置</li> <li>・登山ポストに施錠あり</li> </ul> <p><b>【現地写真】</b></p> 

大浪池登山  
口(霧島市)

【設置場所】

- ・ 登山ポストに横川警察署の記載あり
- ・ 登山ポストに施錠あり

【現地写真】



(注) 当局の調査結果による。

(3) 常時観測火山における関係機関の連携状況

調査の結果	説明図表番号
<p><b>ア 火山防災協議会の設置・活動状況</b></p> <p><b>(7) 火山防災に関する共同の会議の設置</b></p> <p>霧島山については、宮崎県及び鹿児島県にわたり 20 の連山からなっている。このため、火山防災について、複数の県や市町村による共同の会議が次のとおり三つ設置されている。</p> <p><b>a 霧島火山防災連絡会（合同）</b></p> <p>平成 18 年 2 月 16 日、国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所は、霧島山系が鹿児島県と宮崎県の 2 県にまたがっていることを踏まえ、両県の防災関係機関が県域を越えた防災対策について情報交換等を行うため、「霧島火山防災連絡会」を設置した。設置時期については、以下の 2 つの共同会議より遅い。</p> <p>同連絡会の目的について、「霧島における火山活動、火山防災対策に関する情報交換及び地域住民等の防災意識の向上を図ること」（霧島火山防災連絡会設置要領第 1 条）と定められている。</p> <p>連絡会の所掌事項について、①火山活動の情報交換に関すること、②火山防災対策の情報交換に関すること、③火山防災意識の普及啓発活動に関すること等とされている（設置要領第 2 条）。</p> <p>構成機関については、①国の機関（九州地方整備局、宮崎国道河川事務所、宮崎地方气象台、鹿児島地方气象台等 9 機関）、②県（宮崎県 4 部署、鹿児島県 5 部署）、③市町（宮崎県内 3 市 2 町、鹿児島県内：2 市 1 町）、④陸上自衛隊（都城駐屯地第 43 普通科連隊等 3 連隊）、⑤警察（宮崎県警察本部、鹿児島県警察本部）、⑥消防（都城市消防局、霧島市消防局等 5 機関）となっている（設置要領第 3 条第 1 項及び別表）。事務局については、宮崎河川国道事務所（同所長が事務局長）、宮崎県（危機管理室、砂防課）及び鹿児島県（危機管理防災課、砂防課）が合同で行うこととされている（設置要領第 3 条第 2 項、第 3 項）。</p> <p>また、連絡会には、平成 23 年 1 月の霧島山新燃岳の噴火を受けて、政府支援チームの主導により、「コアメンバー会議」が設置され、①噴火活動がより活発化した際の避難計画、②土石流対策、③降灰対策計画、④観測・監視体制、情報共有・体制について検討することとされた。同会議の構成機関には、消防機関は含まれず、学識経験者として、京都大学（1 人、火山分野）、宮崎大学（1 人、砂防工学分野）及び鹿児島大学（2 人、火山分野及び砂防工学分野）、計 4 人が加わっている。</p> <p>連絡会の平成 24 年度以降の活動状況については、年 1 回、連絡会を定期的に開催しているほか、必要に応じて、事務局会議（平成 24 年 6 月 22 日）、霧島山のレベル等に係る霧島火山防災連絡会関係機関会議（平成 27 年 2</p>	<p>図表 2.5－(3)－①</p> <p>図表 2.5－(3)－②</p>



<p>月 16 日) も開催している。議題について、平成 25 年度までは新燃岳対応のもの、26 年度以降はえびの高原硫黄山対応のものとなっている。</p> <p>また、福岡管区气象台、宮崎地方气象台又は鹿児島地方气象台は、全ての会議に出席し、霧島山の活動状況やえびの高原硫黄山周辺の現状と見通し等の情報提供を行っている。</p> <p>なお、平成 27 年度の定期的な連絡会 (5 月 1 日開催) については、「霧島山火山対策連絡会議」(宮崎県主催) と同時開催としている。</p>	<p>図表 2.5-(3) -③</p>
<p>b 霧島山火山対策連絡会議 (宮崎県)</p> <p>平成 10 年 4 月、宮崎県は、「霧島火山災害に関して、県、市町及び関係機関の連携を確立し、避難対策を始めとする総合的な応急対策の推進を図ること」を目的として、霧島山火山対策連絡会議を設置した。</p> <p>同連絡会議の構成機関は、①国の機関 (宮崎河川国道事務所、宮崎地方气象台)、②県、③市町村 (都城市、小林市、えびの市、高原町)、④陸上自衛隊 (2 連隊)、⑤県警察本部、⑥消防 (都城市消防局、西諸広域行政事務組合消防本部)、⑦その他 (日本赤十字社宮崎県支部、N T T 西日本宮崎支店、九州電力株式会社宮崎支店) となっているほか、⑧オブザーバー機関として、東京大学地震研究所霧島火山観測所も参加している。事務局は、宮崎県危機管理局に置くとされている。</p> <p>同連絡会議の任務について、情報の収集・交換、避難対策の検討、応急対策等の検討及び関係機関の連絡調整とし、具体的には、①霧島山火山の火山噴火情報等の収集、分析、②避難の時期に関する提言、③避難収容活動等応急対策に関する連絡調整、③応援協力体制の確立及び推進等とされている。</p> <p>霧島山火山対策連絡会議の開催に関する事項については、宮崎県地域防災計画 (火山災害対策編) にも定められている (第 3 章第 1 節第 2 款)。</p> <p>同連絡会議が開催された平成 26 年度 (2 回) 及び 27 年度 (1 回) については、いずれもえびの高原硫黄山対応を議題としている (平成 24 年度及び 25 年度は開催せず)。なお、上記のとおり、平成 27 年度の連絡会議については、「霧島山火山防災連絡会」との同時開催である。</p>	<p>図表 2.5-(3) -④</p> <p>図表 2.5-(3) -⑤</p>
<p>c 霧島山噴火災害対策連絡会議 (鹿児島県)</p> <p>鹿児島県は、平成 8 年度に改定した同県の地域防災計画 (火山災害対策編) において、「県は、火山の噴火 (爆発) に際し、県、市町村の防災関係機関の対策を調整し、総合的な避難対策等の推進を図るため、各火山毎に「火山噴火 (爆発) 災害対策連絡会議」を設置する」(第 1 部第 2 章第 2 節 3(4)) としたことを受け、霧島山についても、9 年 3 月に「霧島山噴火災害対策連絡会議」を設置した。同連絡会議の目的についても、「霧島山噴火災害に関して鹿児島県地域防災計画に基づき、県、市町村及び関係機関</p>	<p>図表 2.5-(3) -⑥</p>

の連携を確立し、総合的な避難対策の推進を図る」こととされている（霧島山噴火災害対策連絡会議設置要綱第2条）。

同連絡会議の所掌事項については、①火山噴火に関する情報収集、②退避勧告・指示、警戒区域の設定に関する助言、③応援協力体制の確立及び推進等である（設置要綱第3条）。

また、構成機関は、①国の機関（鹿児島地方気象台、鹿児島農政事務所、鹿児島運輸支局、第十管区海上保安本部）、②県、③市町（霧島市、湧水町）、④自衛隊（陸上自衛隊国分駐屯地第12普通科連隊、海上自衛隊第1航空群）、⑤県警察本部、⑥消防（霧島市消防局、大口外四町消防組合）、⑦火山専門家（国立大学法人鹿児島大学）、⑧その他（日本赤十字社鹿児島県支部、N T T西日本鹿児島支店、九州電力株式会社鹿児島支店）となっている（設置要綱第4条、別表1）。事務局は鹿児島県危機管理防災課に置くこととされている（第8条）。

なお、最近の会議の開催状況について、平成20年9月に、連絡会議の根拠となる設置要綱を定めて（成文化）以降、開催されていない。これは、上記「霧島火山防災連絡会」において、霧島山系の火山防災上必要な事項を協議、情報共有が可能となっており、更に検討すべき事項が特になかったことによる（鹿児島県）。

#### （三つの共同会議について）

上記のとおり、霧島山については、関係する地方公共団体や国の機関等が複数にわたることや経緯等もあって、三つの共同会議が設置されており、その構成機関についても、合同の「霧島火山防災連絡会」とかなり重複がみられる。

ただし、現状において、①鹿児島県設置の「霧島山噴火災害対策連絡会議」は開催されておらず、②宮崎県設置の「霧島山火山対策連絡会議」は、状況に応じて、「霧島火山防災連絡会」と同時開催（平成27年度）とする運用も行われている。この結果、特定の機関が、二つ以上の会議に重ねて出席するなどの負担までは生じていない。

なお、改正活火山法により、警戒地域の指定のあった区域を有する都道府県及び市町村は、火山防災協議会の設置が義務付けられ、その構成員についても規定された（第4条第1項、第2項）。同協議会については、噴火警戒レベルの設定、これに沿った避難体制の構築（避難計画等）など、一連の警戒避難体制について協議される。上記の三つの共同会議についても、今後、宮崎県、鹿児島県や関係市町等による検討が行われるものとみられる。

霧島火山防災連絡会では、平成27年2月16日開催の会議において、中央防災会議の「防災基本計画」に基づく「霧島火山防災協議会」の設置について検討した経緯があるとされている。宮崎県は、「3年前から「霧島

図表 2.5-③  
-⑦

火山防災連絡会」、「霧島山火山対策連絡会議」等を整理統合して新たに火山防災協議会を設置する検討を行っているが、協議は進んでいない。改正活火山法の施行により、火山防災協議会の設置根拠が明確になるのを受けて、火山防災協議会への整理統合の検討を加速させることになる」としている。

また、鹿児島県は、「改正活火山法により火山防災協議会の設置根拠が明確にされたことを受けて、今後、火山防災協議会について、行政施策の中での位置付け、構成機関や役割などを見直す予定である」としている。

#### (構成機関について)

上記三つの共同会議の構成機関について、宮崎県主催の「霧島山火山対策連絡会議」の場合、関係団体等を除き、合同の「霧島火山防災連絡会」とほぼ同じとなっているなど、重複しているものがある。

また、改正活火山法第4条第2項の規定による構成員との対比では、霧島山火山対策連絡会議の場合、①火山専門家が含まれておらず、②「必要と認める者」として例示されている観光団体も含まれていないなどの状況もみられる。

宮崎県は、「平成23年1月の霧島山（新燃岳）の噴火に伴い霧島火山防災連絡会に設置された「コアメンバー会議」には、京都大学、宮崎大学及び鹿児島大学がメンバーに含まれており、同連絡会が開催された場合、これら3大学からも「オブザーバー」として出席していることから、今後、正式に火山専門家を同連絡会の構成員として明記することについて検討したい。また、観光関係団体等についても、今後、同連絡会に参画させることについて検討していきたい」としている。

(注) コアメンバー会議の学識経験者は、設置当時の資料によると、①火山分野の京都大学防災研究所石原教授及び鹿児島大学大学院理工学研究科小林教授、②砂防工学分野の宮崎大学農学部清水准教授及び鹿児島大学農学部下川教授とされている。

また、鹿児島県は、火山防災会議の設置の義務付けを受けた対応に関連して、「改正活火山法第4条第2項第8号の「観光関係団体等都道府県及び市町村が必要と認める者」を新たに構成機関として追加する要否についても、併せて検討する」としている。

#### (イ) 避難計画や避難マニュアル等

上記三つの共同会議においては、火山防災計画や火山噴火時の避難計画等を作成していない。いずれの会議の設置要領等の「目的」や「所掌事項」等に関する規定にも、これら計画等の作成に関する事項が含まれていない。

宮崎県は、「今後、「霧島火山防災連絡会」の組織・体制の見直しを行うと同時に、火山噴火時の避難計画についても、「同協議会、関係県及び市町が作

<p>成すべき内容について確認する必要がある」としている。</p> <p>また、鹿児島県は、「既に地域防災計画の中で霧島山系の噴火を想定した防災対策や避難計画に係る情報の周知、避難方法などの事項について規定済みのため、「霧島山噴火災害対策連絡会議」では作成していない」としている。</p> <p>調査対象とした霧島山の関係 5 市町（都城市、小林市、えびの市、霧島市及び高原町）の一部には、次のとおり、火山の噴火活動等に対応した避難計画や避難マニュアルを既に作成しているものがみられる。</p> <p>なお、改正活火山法の施行により、警戒地域の指定を受けた区域を有する都道府県及び市町村は、火山防災協議会の設置が義務付けられ（第 4 条第 1 項）、同協議会での協議事項には「避難場所、避難経路、避難手段等を示した具体的な「避難計画」」も含まれている（活火山法改正通知の第二の 4. (2)①）</p> <p>① 高原町（宮崎県）及び霧島市（鹿児島県）</p> <p>霧島火山防災連絡会の「コアメンバー会議」（参加機関：国の機関（九州地方整備局、宮崎河川国道事務所、宮崎及び鹿児島地方気象台、霧島山（新燃岳）噴火に関する政府支援チーム等）、宮崎県、鹿児島県、関係市町（宮崎県内 3 市 1 町、鹿児島県内 2 市 1 町）、学識経験者（火山分野 2 人及び砂防工学分野 2 人））により構成）は、平成 23 年 3 月 3 日の第 4 回会議で、「霧島山（新燃岳）の噴火活動が活発化した場合の避難計画策定のガイドライン（案）」を提示した。これを受けて、宮崎県高原町及び鹿児島県霧島市は、同月 10 日の第 5 回会議で、「霧島山（新燃岳）の噴火活動が活発化した場合の避難計画（素案）」をそれぞれ提示し、会議の議論に付した（同会議には、上記ガイドラインの最終案も提示された）。</p> <p>このような経緯により、高原町及び霧島市は、住民のみならず、観光客、旅行者等の一時滞在者も対象に含めた「霧島山（新燃岳）の噴火活動が活発化した場合の避難計画」を作成した（平成 23 年 3 月）。その後、霧島市は、この避難計画に基づく対応として、住民等に対する防災意識の普及啓発のため、平成 23 年 5 月 26 日、鹿児島県と合同で避難訓練も実施した（「鹿児島県総合防災訓練」。新燃岳噴火に関連した主な訓練項目は、i）広域住民避難訓練、ii）避難所運営訓練、iii）合同救出・救護訓練、iv）ライフライン復旧訓練）。避難訓練の状況について、霧島市は、平成 23 年 6 月 2 日開催の第 7 回コアメンバー会議で報告している。霧島市の説明資料の中には、「3 今後の課題」として、「立入規制区域（3 キロ）外の登山客に対する安全対策」も挙げられている。</p> <p>なお、霧島市は、現在、御鉢を対象とした避難計画の作成も検討中である。</p> <p>② えびの市</p>	<p>図表 1－(3)－④、⑤（再掲）</p> <p>図表 2.5－(3)－⑧、⑨</p>
--	---

<p>平成 26 年 10 月、えびの高原（硫黄山）に噴火警報が発表されたことを踏まえて、同年 11 月、えびの市は、事業者等で組織する「えびの高原自主防災連携組織」と共同で、「えびの高原周辺噴火等対応マニュアル」を作成した。同マニュアルは、「噴火予報〈平常〉から噴火警報〈火口周辺危険〉までのえびの市とえびの高原自主防災連携組織の対応を取り決めたものであり、具体的な防災対応・対策や情報伝達について定め、えびの高原付近の観光客、登山者、地域事業者等の安全の確保等を目的として運用するものである」とされている。冒頭には、「えびの市の対応」が、「噴火予報（平常）」、「噴火警報（火口周辺危険、警戒範囲：概ね 1km）」、「噴気や火山ガス等が発生あるいはその恐れが極度に高まった場合」、「噴火警報（入山危険、警戒範囲：概ね 2km）の発表」などごとに具体的に定められている。続いて、「えびの高原自主防災連携組織対応マニュアル（火山活動対応編）」が定められ、警戒レベルごとの同組織の対応も定められている（以下のイ（イ）a 参照）。</p> <p>以上のように、気象庁による「噴火警戒レベル」が設定されていない段階においても、既に自主的な取組が進められている。</p>	<p>図表 2.5－(3) －⑩</p>
<p><b>イ 関係機関の連携状況</b></p> <p>(ア) 火山に関する各種協議会の活動状況</p> <p>霧島山については、上記ア(ア)の三つの共同会議以外にも、次のとおり、各種の会議が霧島山の防災・安全対策に取り組んでいる。</p> <p>a 環霧島会議</p> <p>霧島山を取り囲むように位置する市町が、「それぞれの行政区域を越えて連携し、環境、観光、防災及び教育等に係わる様々な施策・事業について、お互いに知恵を出し合い、協働することにより、地域活性化を図る」ため、平成 19 年 11 月、「環霧島会議」を設置している。構成市町は、①宮崎県内が都城市、小林市、えびの市及び高原町、②鹿児島県内が霧島市、曾於市及び湧水町である（5 市 2 町）。同会議には、環境、観光、防災など六つの専門部会が設置され、火山防災対策については「防災専門部会」で取り上げられている。防災専門部会では、これまで、「霧島火山防災訓練を実施するための体制の整備」、「霧島火山共通防災マップの作成」、「霧島山における避難壕等設置の検討」等が協議されている。</p> <p>b 霧島火山防災検討委員会</p> <p>平成 18 年 2 月、宮崎河川国道事務所と宮崎県、鹿児島県は、「2 県にまたがる霧島火山群（活火山）において、静穏期の現在、火山防災体制の確立をめざして県境を越えた関係機関合同による「霧島火山防災検討委員会」を設置した。同委員会は、「近年の火山災害事例から得た火山防災対</p>	<p>図表 2.5－(3) －⑪</p> <p>図表 2.5－(3) －⑫</p>

<p>策へ教訓・課題と、霧島火山における現状の火山防災対策の課題から、「霧島火山群における火山防災の方向性と包括的な防災対策」について検討することを目的」としている。事務局は、宮崎河川国道事務所、宮崎県（危機管理局危機管理室、土木部砂防課）及び鹿児島県（危機管理局危機管理防災課、土木部砂防課）が合同で行うこととされている（霧島火山防災検討委員会規約第7条1.）。</p> <p>構成委員は、学識経験者5人、国の機関（九州地方整備局、宮崎河川国道事務所、福岡管区气象台、宮崎及び鹿児島地方气象台等9機関11人）、宮崎県（4人）、鹿児島県（5人）、関係5市3町（市長又は町長）である（検討委員会規約第4条1.及び別紙2）。同委員会は、必要に応じて開催されており（「委員会は委員長の命により事務局が召集する」（検討委員会規約第6条1.））、これまで、噴火シナリオの検討、火山災害予測図の作成（霧島火山防災マップの根拠データ）等を行っている。</p> <p>(イ) 関係事業者における自主的な取組</p> <p>a えびの高原自主防災連携組織</p> <p>えびの高原周辺に所在する事業者及びえびの市は、えびの高原区域で新燃岳噴火等の災害や火災等の発生した場合、えびの高原内の観光客及び従業員の被害の防止及び軽減を図ることを目的として、平成23年9月9日、関係機関で構成する「えびの高原自主防災連携組織」（事務局：えびのエコミュージアムセンター）を設置している。</p> <p>同組織では、平成26年10月のえびの高原（硫黄山）周辺に火口周辺警報が発表されたことを受けて、えびの高原付近の観光客や登山者等の安全の確保等のため、「えびの高原自主防災連携組織対応マニュアル（火山活動対応編）」、「行動計画」及び「連絡網」を作成している。</p> <p>また、同組織の事務局であるえびのエコミュージアムセンターは、毎日、鹿児島地方气象台から火山情報を入手し、構成員及び関係機関並びに登山者等に提供するとともに、防災訓練を毎年1回実施するなど積極的に活動している。</p> <p>b 高千穂河原ビジターセンター</p> <p>鹿児島県が設置したものであるが、運営は「高千穂河原ビジターセンター運営協議会」（事務局：霧島市）に委託している。</p> <p>同センターでは、平成23年1月の霧島山（新燃岳）噴火を受け、緊急時の対応をあらかじめ備えておく必要があるとして、23年4月に「鹿児島県高千穂河原ビジターセンターにおける危機事象対応マニュアル」を作成し、この中で、火災、自然災害等の危機事象が発生していない平時における事前対策として、危機管理体制の整備、訓練の実施、物資・資機材の確保、また、危機事象が発生した場合の応急対策として、情報伝達体制、危機事</p>	<p>図表 2.5-(3) -⑬</p> <p>図表 2.5-(3) -⑭</p> <p>図表 2.5-(3) -⑮</p>
--	--

象対応、さらに、利用者への周知・避難誘導等の応急措置の実施等を定めている。また、同センターでは、物資・資機材の確保対策として、施設内に防災用物品（ヘルメット、保存水・食料）を備蓄しているほか、緊急時の対応策を定めたマニュアルを作成した上で、その内容を検証するための訓練を毎年実施している。

## ウ 火山等防災訓練の実施状況

今回、霧島山に関係する2県（宮崎県及び鹿児島県）及び5市町（都城市、小林市、えびの市、霧島市及び高原町）における火山等防災訓練の実施状況を調査した結果は、次のとおりである。

### (ア) 火山等防災訓練の実施

2県5市町の平成23年度以降の霧島山における火山等防災訓練の実施状況をみると、23年度に宮崎県及び鹿児島県が各1回、霧島市が2回（そのうち1回は鹿児島県と合同実施。上記ア(イ)①参照）、24年度に高原町が1回実施して以降、25年度及び26年度にはいずれも訓練を実施しておらず、定期的な訓練となっていない。

なお、えびの市は、「えびの高原自主防災連携組織」が主催する火山防災訓練に毎年参加している。

定期的に火山防災訓練を行っていないことについて、宮崎県及び鹿児島県は、「近年の自然災害の発生状況を考慮して、県内の地域（地域振興局）を持ち回りで総合防災訓練を実施している実情にあり、火山防災のみに特化して毎年訓練を実施することができないためである」としている。

なお、霧島市は、新燃岳の噴火から5年の節目に当たる平成28年1月、住民避難誘導を主体とした「新燃岳避難訓練」の実施を予定している。

行政機関以外の取組としては、①えびの市及びえびの高原周辺の事業者で構成される「えびの高原自主防災連携組織」は、平成23年の新燃岳の噴火を契機とし、毎年度、同組織の会員であるえびの市及び事業者が参加して、火山防災訓練を、②高千穂河原ビジターセンター運営協議会は、24年3月以降、年に2回実施している消防訓練のうちの1回を火山防災訓練として毎年度、実施している。

### (イ) 登山者等の安全確保を想定した火山防災訓練の実施

上記2県1市1町（宮崎県、鹿児島県、霧島市及び高原町）が平成23年度以降に実施した火山防災訓練の内容及び参加者をみると、いずれも住民を対象とした避難誘導訓練が主体となっており、登山者や観光客等の安全確保を想定したものはない。

なお、①「えびの高原自主防災連携組織」が平成23年以降毎年実施してい

図表 2.5-(3)  
-⑩

図表 2.5-(3)  
-⑪

<p>る火山防災訓練は、えびの高原周辺で営業している事業者の施設への観光客等の避難誘導を想定したもの、②高千穂河原ビジターセンター運営協議会が実施している火山防災訓練は、新燃岳の噴火時に高千穂河原ビジターセンター周辺にいる登山者や観光客の避難誘導を想定したものとなっている。</p>	
---	--



図表 2.5－(3)－① 「霧島火山防災連絡会」(合同)の設置状況

協議会等名		霧島火山防災連絡会	
設置目的等		<p>&lt;設置目的&gt; 「霧島における火山活動ならびに火山防災対策に関する情報交換、および地域住民等の防災意識の向上を図ることを目的」(霧島火山防災連絡会設置要綱第1条)として、平成18年2月に設置</p> <p>&lt;所掌事項(設置要綱第2条)&gt; (1)火山活動の情報交換に関すること (2)火山防災対策の情報交換に関すること (3)火山防災意識の普及啓発活動に関すること (4)その他、目的達成のため必要と思われること</p>	<p>コアメンバー会議</p> <p>&lt;設置目的&gt; 平成23年1月の霧島山(新燃岳)の噴火を受けて、政府支援チームの主導により、以下の項目についての検討を行うため、同年2月に設置</p> <p>&lt;検討項目&gt; ・噴火活動がより活発化した際の避難計画 ・土石流対策 ・降灰対策計画 ・観測・監視体制、情報共有・体制</p>
事務局		国(宮崎河川国道事務所)(※事務局長) 宮崎県(危機管理課、砂防課) 鹿児島県(危機管理災害課、砂防課)	国(霧島山(新燃岳)噴火に関する政府支援チーム、宮崎河川国道事務所)、宮崎県及び鹿児島県
構成機関	国	九州地方整備局、宮崎河川国道事務所、宮崎地方気象台、鹿児島地方気象台、宮崎森林管理署都城支署、鹿児島森林管理署、えびの自然保護官事務所	九州地方整備局、宮崎河川国道事務所、宮崎地方気象台、鹿児島地方気象台、九州森林管理局、宮崎森林管理署、都城支署、鹿児島森林管理署 霧島山(新燃岳)噴火に関する政府支援チーム
	県	宮崎県(危機管理局、土木部) 鹿児島県(危機管理局、土木部)	宮崎県(危機管理局、県土整備部、福祉保健部、環境森林部、農政水産部) 鹿児島県(危機管理局、土木部、環境林務部、保健福祉部、農政部)
	市町村	宮崎県内(都城市、小林市、えびの市、高原町) 鹿児島県内(霧島市、曾於市、湧水町)	宮崎県内(都城市、小林市、えびの市、高原町) 鹿児島県内(霧島市、曾於市、湧水町)
	自衛隊	都城駐屯地第43普通科連隊、えびの駐屯地第24普通科連隊、国分駐屯地第12普通科連隊	西部方面隊第8師団司令部、第43普通科連隊(都城駐屯地)、第24普通科連隊(えびの駐屯地)、第12普通科連隊(国分駐屯地)
	警察	宮崎県警察本部、鹿児島県警察本部	宮崎県警察本部、鹿児島県警察本部
	消防	都城市消防本部、西諸広域行政事務組合消防本部、霧島市消防局、大隅曾於地区消防組合、大口市外四町消防組合	
	火山専門家		火山分野(京都大学防災研究所石原教授、鹿児島大学大学院理工学研究科小林教授) 砂防工学分野(宮崎大学農学部清水准教授、鹿児島大学農学部下川教授)
	関係団体等		
	観光関係団体等		

(注) 1 霧島火山防災連絡会規則、平成23年2月22日コアメンバー会議(第1回)の資料に基づき当局が作成した。  
2 コアメンバー会議については、平成23年2月22日の第1回会議以降、23年12月21日の第8回会議まで開催されている。なお、同会議の「オブザーバー」について、九州農政局、大隅河川国道事務所、福岡管区気象台、航空自衛隊西部航空方面隊司令部及び宮崎地方協力本部とされている。

図表 2.5－(3)－② 「霧島火山防災連絡会」の開催状況

開催年月日	会議名	主な議題
平成 24年6月22日	霧島火山防災連絡会 (事務局会議)(注2)	【新燃岳対応】 ・気象庁の火山説明 ・各市町の入山規制の状況 ・その他の規制の状況、今後の対応 等
7月10日	霧島火山防災連絡会	【新燃岳対応】 ・調査登山の結果(各県・各市町) ・各関係機関における規制解除方針及び今後の対応
25年10月9日	霧島火山防災連絡会	【新燃岳対応】 ・気象台からの火山活動に関する情報提供 ・国交省からの緊急調査に関する情報提供 ・現在の規制の状況 ・今後の対応等
26年11月10日	霧島火山防災連絡会	【えびの高原(硫黄山)対応】 ・火山活動の現況と見通し ・現在の対応 ・噴火への対応 ・警報が引き下げられた場合の対応
27年2月16日	霧島山のレベル等に係る霧島火山連絡会関係機関会議(注3)	【えびの高原(硫黄山)対応】 ・活動現況と見込み ・噴火警戒レベルの導入
5月1日	霧島火山防災連絡会 (霧島山火山対策連絡会議も同時開催)	【えびの高原(硫黄山)対応】 ・現状と見通し ・立入規制の変更と利用者の安全確保 ※立入規制及び利用者の安全確保に係る関係者を参集

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「事務局会議」は、「霧島火山防災連絡会」の構成機関のうち、九州地方整備局、森林管理署、自衛隊及び消防を除く構成員のほか、福岡管区気象台を招集し開催している。

3 「霧島山のレベル等に係る霧島火山連絡会関係機関会議」は、九州地方整備局、森林管理署、曾於市及び湧水町、自衛隊及び消防を除く構成機関のほか、京都大学及び福岡管区気象台も招集し開催している。

図表 2.5－(3)－③ 霧島火山防災連絡会における気象台の火山情報の提供状況

開催年月日	会議名	出席した気象台	気象台の説明等の概要
平成 24年6月22日	霧島火山防災連絡会 (事務局会議)	福岡管区気象台 宮崎地方気象台 鹿児島地方気象台	・霧島山の火山活動及び新燃岳の活動状況
7月10日	霧島火山防災連絡会	宮崎地方気象台 鹿児島地方気象台	・霧島山の規制解除に係る方針及び今後の対応の協議において、気象台から火山情報について説明
25年10月9日	霧島火山防災連絡会	福岡管区気象台 宮崎地方気象台 鹿児島地方気象台	・火山活動に関する情報提供
26年11月10日	霧島火山防災連絡会	福岡管区気象台 宮崎地方気象台 鹿児島地方気象台	・霧島山の活動状況と今後の見通し
27年2月16日	霧島山のレベル等に係る霧島火山連絡会関係機関会議	福岡管区気象台 宮崎地方気象台 鹿児島地方気象台	・霧島山の活動状況と今後の見込み
5月1日	霧島火山防災連絡会 (霧島山火山対策連絡会議も同時開催)	宮崎地方気象台 鹿児島地方気象台	・えびの高原(硫黄山)周辺の現状と見通し

(注) 当局の調査結果による。

図表 2.5－(3)－④ 「霧島山火山対策連絡会議」(宮崎県) の設置、活動状況

会議等の名称	霧島山火山対策連絡会議	
設置目的等	<p>&lt;設置目的&gt;</p> <p>「霧島火山災害に関して、県、市町及び関係機関の連携を確立し、避難対策を始めとする総合的な応急対策の推進を図る」ことを目的に、宮崎県が平成10年4月に設置</p> <p>&lt;任務&gt;</p> <p>(1) 霧島山火山の火山噴火情報等の収集、分析</p> <p>(2) 避難の時期に関する提言</p> <p>(3) 避難収容活動等応急対策に関する連絡調整</p> <p>(4) 応援協力体制の確立及び推進</p> <p>(5) その他必要と認められる事項</p>	
事務局	宮崎県危機管理局	
構成機関	国	宮崎河川国道事務所、宮崎地方気象台
	県	宮崎県
	市町村	都城市、小林市、えびの市、高原町
	自衛隊	第43普通科連隊、第24普通科連隊
	警察	宮崎県警察本部
	消防	都城市消防局、西諸広域行政事務組合消防本部
	火山専門家	
	関係団体	日本赤十字社宮崎県支部、N T T 西日本宮崎支店、九州電力宮崎支店
	観光関係団体等	
オブザーバー機関	国立大学法人東京大学地震研究所霧島火山観測所	
活動状況等	<p>(会議の開催状況)</p> <p>平成26年度 (2回)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・えびの高原 (硫黄山) 対応として、立入規制範囲の一部変更について協議</li> <li>・えびの高原 (硫黄山) 対応として、噴火警報 (火口周辺)、防止対応について協議</li> </ul> <p>平成27年度 (1回)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・えびの高原 (硫黄山) 対応として、えびの高原周辺状況の現状と見通し、立入規制の変更と利用者の安全確保について協議</li> </ul>	

(注) 当局の調査結果による。

図表2.5－(3)－⑤ 「霧島山火山対策連絡会議」(宮崎県) の開催状況

開催年月日	会議名	主な議題
平成 26年10月24日	霧島山火山対策連絡会議	【えびの高原 (硫黄山) 対応】 ・噴火警報 (硫黄山火口周辺) ・防災対応 (県、えびの市、その他) ・立入規制
12月18日	霧島山火山対策連絡会議	【えびの高原 (硫黄山) 対応】 ・火山活動の現況 ・立入規制範囲の一部変更
27年5月1日	霧島山火山防災連絡会 (霧島山火山対策連絡会議も同時開催)	【えびの高原 (硫黄山) 対応】 ・火山活動の現状と見通し ・立入規制の変更と利用者の安全確保 ※立入規制及び利用者の安全確保に係る関係者を参集

(注) 1 当局の調査結果による。

2 平成24年度及び25年度には、会議を開催していない。

図表 2.5－(3)－⑥ 「霧島山噴火災害対策連絡会議」（鹿児島県）の設置、活動状況

会議等の名称	霧島山噴火災害対策連絡会議	
設置目的等	<p>&lt;設置目的&gt;</p> <p>霧島山噴火災害に関して鹿児島県地域防災計画に基づき、県、市町村及び関係機関の連携を確立し、総合的な避難対策の推進を図る（霧島山噴火災害対策連絡会議設置要綱第1条）ことを目的として、鹿児島県が平成9年3月に設置（なお、平成20年9月、会議の設置根拠として、設置要綱を成文化）。</p> <p>（注）鹿児島県地域防災計画（平成8年度改定）において、「県は、火山の噴火（爆発）に際し、県、市町村の防災関係機関の対策を調整し、総合的な避難対策等の推進を図るため、各火山毎に「火山噴火（爆発）災害対策連絡会議」を設置する」と規定（火山災害対策編の第1部第2章第2節3(4)）</p> <p>&lt;所掌事項&gt;（設置要綱第3条）</p> <p>(1)火山噴火に関する情報収集</p> <p>(2)避難勧告・指示、警戒区域の設定に関する助言</p> <p>(3)応援協力体制の確立及び推進</p> <p>(4)その他必要と認められる事項</p>	
事務局	鹿児島県危機管理防災課	
構成機関	国	鹿児島地方气象台、鹿児島農政事務所、鹿児島運輸支局、第十管区海上保安本部
	県	鹿児島県
	市町村	霧島市、湧水町
	自衛隊	陸上自衛隊第12普通科連隊、海上自衛隊第1航空群
	警察	鹿児島県警察本部
	消防	霧島市消防局、大口外四町消防組合
	火山専門家	国立大学法人鹿児島大学
	関係団体	日本赤十字社鹿児島県支部、NTT西日本鹿児島支店、九州電力(株)鹿児島支店
	観光関係団体等	
活動状況等	平成20年9月の開催以降、実績なし（霧島火山防災連絡会の開催に加えて、検討すべき事項が特にないため）。	

（注） 当局の調査結果による。

図表 2.5－(3)－⑦ 霧島山の噴火対策等にかかわる三つの共同会議

区分	霧島火山防災連絡会 (国の機関と合同)	霧島山火山対策連絡会議 (宮崎県単独)	霧島山噴火災害対策連絡会議 (鹿児島県単独)
設置時期	平成 18 年 2 月 16 日	10 年 4 月	9 年 3 月
会議の目的	霧島における火山活動、火山防災対策に関する情報交換及び地域住民等の防災意識の向上を図ること。	霧島火山災害に関して、県、市町及び関係機関の連携を確立し、避難対策を始めとする総合的な応急対策の推進を図ること。	霧島山噴火災害に関して鹿児島県地域防災計画に基づき、県、市町村及び関係機関の連携を確立し、総合的な避難対策の推進を図ること。
設置の経緯等	霧島山系が鹿児島県と宮崎県の2県にまたがっていることを踏まえ、両県の防災関係機関が県域を越えた防災対策について情報交換等をするため、国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所が設置		平成8年度に改定した鹿児島県地域防災計画（火山災害対策編）で、「県は、火山の噴火（爆発）に際し、県、市町村の防災関係機関の対策を調整し、総合的な避難対策等の推進を図るため、各火山毎に「火山噴火（爆発）災害対策連絡会議」を設置する」と規定（第1部第2章第2節3(4)）
所掌事項等	<ul style="list-style-type: none"> <li>火山活動の情報交換</li> <li>火山防災対策の情報交換</li> <li>火山防災意識の普及啓発活動 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>霧島火山の火山噴火情報等の収集、分析</li> <li>避難の時期に関する提言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>火山噴火に関する情報収集</li> <li>避難勧告・指示、警戒区域の設定に関する助言</li> </ul>

		・避難収容活動等応急対策に関する連絡調整 ・応援協力体制の確立及び推進等	・応援協力体制の確立及び推進等
事務局	宮崎河川国道事務所（※事務局長） 宮崎県（危機管理課、砂防課） 鹿児島県（危機管理災害課、砂防課）	宮崎県危機管理局	鹿児島県危機管理防災課
構成機関			
国	九州地方整備局（河川部、企画部） 宮崎河川国道事務所 宮崎地方気象台、鹿児島地方気象台 宮崎森林管理署都城支署、鹿児島森林管理署、えびの自然保護官事務所	宮崎河川国道事務所 宮崎地方気象台	鹿児島地方気象台 鹿児島農政事務所 鹿児島運輸支局 第十管区海上保安本部
県	宮崎県（危機管理局、土木部） 鹿児島県（危機管理局、土木部）	宮崎県危機管理局	鹿児島県危機管理防災課
市町村	宮崎県内（都城市、小林市、えびの市、高原町、野尻町） 鹿児島県内（霧島市、曾於市、湧水町）	都城市、小林市、えびの市、高原町	霧島市、湧水町
自衛隊	都城駐屯地第43普通科連隊 えびの駐屯地第24普通科連隊 国分駐屯地第12普通科連隊	第43普通科連隊 第24普通科連隊	陸上自衛隊第12普通科連隊 海上自衛隊第1航空群
警察	宮崎県警察本部、鹿児島県警察本部	宮崎県警察本部	鹿児島県警察本部
消防	都城市消防本部、西諸広域行政事務組合消防本部、霧島市消防局、大隅曾於地区消防組合、大口市外四町消防組合	都城市消防局、西諸広域行政事務組合消防本部	霧島市消防局、大口外四町消防組合
火山専門家		（オブザーバー） 国立大学法人東京大学地震研究所霧島火山観測所	国立大学法人鹿児島大学
関係団体等		日本赤十字社宮崎県支部、N T T宮崎支店、九州電力宮崎支社	日本赤十字社鹿児島県支部、N T T西日本鹿児島支店、九州電力(株)鹿児島支店
開催状況	平成24年度 ・事務局会議（6.22） ・連絡会（7.10） 25年度 ・連絡会（10.9） 26年度 ・連絡会（11.10） ・霧島山のレベル等に係る霧島火山連絡会関係機関会議（27.2.16） 27年度 ・連絡会（5.1、霧島山火山対策連絡会議と同時開催）	平成26年度（10.24、12.18） ・えびの高原（硫黄山）対応として、立入規制範囲の一部変更について協議 ・えびの高原（硫黄山）対応として、噴火警報（火口周辺）、防止対応について協議 平成27年度（5.1、霧島火山対策連絡会議と同時開催） ・えびの高原（硫黄山）対応として、えびの高原周辺状況の現状と見通し、立入規制の変更と利用者の安全確保について協議	平成20年9月（連絡会の根拠となる設置要綱を策定）以降、開催実績なし。 →「霧島火山防災連絡会」において、霧島山系の火山防災上必要な事項を協議、情報共有が可能。同連絡会に加えて開催し、検討すべき事項が特になかった。

（注）当局及び鹿児島行政評価事務所の調査結果による。下線は当局が付した。

図表2.5－(3)－⑧ 「霧島山（新燃岳）の噴火活動が活発化した場合の避難計画」（高原町）の概要

避難計画名	霧島山（新燃岳）の噴火活動が活発化した場合の避難計画
作成主体	高原町
策定の経緯等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成23年1月26日に霧島山（新燃岳）が噴火し、その後、爆発的噴火による火砕流の発生が懸念されたため、高原町は、一部地区に避難勧告を発令</li> <li>・ 「霧島火山防災連絡会」のコアメンバー会議において、「霧島山（新燃岳）の噴火活動が活発化した場合の避難計画策定のガイドライン」（平成23年3月）の提示。高原町は、同ガイドラインに基づき、平成23年3月、「霧島山（新燃岳）の噴火活動が活発化した場合の避難計画」を作成</li> </ul>
住民等への情報の周知及び避難方法	<p>1 避難を想定した準備に関する事項</p> <p>(1) 避難指示等の発令の基準</p> <p>1) 避難準備情報発令の基準（噴火警戒レベル4（避難準備）の噴火警報が発表されるなど、居住地域に被害を及ぼす噴火が発生することが予想される（可能性が高まってきている）場合）</p> <p>2) 避難勧告の発令基準</p> <p>3) 避難指示等発令の基準（噴火警戒レベル5（避難）等の噴火警報が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している状態にあり、人の生命又は身体を災害から保護する必要がある場合）</p> <p>(2) 避難に関する情報の伝達について</p> <p>1) 避難情報の伝達体制（伝達フロー図に基づき遅滞なく行う。）</p> <p>2) 避難情報の伝達内容（避難対象区域に居住・滞在する町民、観光客や他地域からの一時滞在者を対象。情報段階別（避難準備情報、避難指示等）の伝達例文も掲載）</p> <p>3) 避難情報の伝達方法（防災行政無線による方法、広報車等による方法伝達、サイレン及び警鐘による伝達、CATV（ケーブルテレビ）、たかはるさいがいエフエム等の放送機関による伝達、自治体等を通じた伝達等）</p> <p>4) 情報伝達にあたっての留意点（避難情報の伝達に当たっては、対象となる住民、旅行者等の一時滞在者すべてにその情報が確実に伝達されなければならない。豪雨時や夜間も想定されるため、防災行政無線（同報系）等や広報車による情報伝達だけでは不十分な場合もある。①放送機関との協定の締結・放送の要請、②緊急を要する場合の対応、③町民同士の避難の呼び掛け、④災害予測区域等の事前の周知）</p> <p>(3) 避難対象者ごとの避難場所等の把握（噴火警戒レベル5で火砕流の発生が想定される場合の避難対象者は、霧島火山防災マップに基づき事前に把握等。表「霧島火山防災マップに基づく避難に係る避難誘導者等のリスト（平成23年3月現在）」）</p> <p>(4) 避難手段と避難所の開設について</p> <p>1) 避難手段（原則、徒歩・自家用車等による自力避難とする。）</p> <p>2) 避難所の開設（町長は、噴火警戒レベル4以上、または噴火警戒レベル3以下でも多くの町民が避難行動を開始した場合等は、直ちに避難所を開設等。表「避難所のリスト（平成23年3月現在）」）</p> <p>2 避難時の対応に関する事項</p> <p>(1) 事前避難</p> <p>1) 事前避難（町長が「避難準備情報」（噴火警戒レベル4のとき）を発令した際、町民が自主的に避難するもの。①避難誘導、②避難所開設、③避難所における救助措置、④携帯品の制限）</p> <p>(2) 避難指示等による避難（町長が「避難指示等」（噴火警戒レベル5のとき）を発令した際、町民が自主的に避難するもの。①避難誘導、②避難所開設、③避難所における救助措置、④携帯品の制限）</p> <p>(3) 避難対象者（避難誘導責任者は各区長とし、不在時の代行者は副区長。災害時要援護者は家族とともに避難することを基本。表「避難対象者と避難誘導責任者</p>

	<p>(平成23年3月現在)」)</p> <p>(4) 避難手段について</p> <p>1) 避難手段 (原則、徒歩または自家用車とする。)</p> <p>2) 輸送力の確保 (町長が必要と判断した際は、確保した輸送車両の派遣を要請するものとする。①表「避難で使用できるバスの台数と運転手 (平成23年3月現在)」、②緊急時の輸送協力は、隣接市町に町長が依頼、③知事へ派遣要請 (輸送を要する人員、一時集結地、車両数等を明示) )</p> <p>3) 輸送方法 (①車両の現地出発に際しての集結地、②車両の集結については、町長の派遣要請に基づき、陸運支局 (※組織改正により、現在は運輸支局) が関係機関に要請、③車両の避難者輸送に当たり、警察署長は、町長の協力要請に基づき、安全輸送を期するため、各車両を誘導するとともに、対策関係機関以外の車両について交通規制)</p> <p>(5) 避難経路と係る時間について</p> <p>1) 避難対象地区からの避難経路と係る時間 (図「避難所までの避難経路と手段別に係る時間の目安」。表「居住地から避難先までに係る時間 (平成23年3月現在)」)</p> <p>(6) 避難ができなくなった人たちの安全対策</p> <p>1) 町民等の避難 (噴火により避難経路が閉ざされた場合は、避難誘導責任者が災害対策本部等に連絡。また、町長が要請する警察、自衛隊の救助を一時集合場所で待つ。町は、ヘリコプターの飛来が可能な場合は、警察、自衛隊にヘリコプターの出動を要請)</p> <p>2) 自衛隊災害派遣要請による避難 (町長は、地域に係る噴火等が発生し、または発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による要請をするよう求める。①要請基準、②要請時について。表「避難支援のために陸上自衛隊第8師団が動員可能な陸上装備 (平成23年3月現在)」、表「避難支援のために陸上自衛隊第8師団が動員可能なヘリコプター装備 (平成23年3月現在)」)</p> <p>(7) 道路交通規制について (表「噴火時等による交通規制箇所」)</p> <p>(8) 避難に際し住民のとるべき行動 (略)</p> <p>(9) 教育機関の避難対策 (略)</p> <p>3 避難後の対応に関する事項 ((1) 避難状況の把握及び報告、(2) 避難所の管理・運営、(3) 救援物資、救援体制等)</p>
--	--

(注) 1 「霧島山 (新燃岳) の噴火活動が活発化した場合の避難計画」 (平成23年3月高原町) に基づき、当局が作成した。

2 下線は当局が付した。

図表 2.5－(3)－⑨ 「霧島山（新燃岳）の噴火活動が活発化した場合の避難計画」（霧島市）の概要

避難計画名	霧島山（新燃岳）の噴火活動が活発化した場合の避難計画
作成主体	霧島市
策定の経緯等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 霧島火山防災連絡会のコアメンバー会議において、「霧島山（新燃岳）の噴火活動が活発化した場合の避難計画策定のガイドライン」（平成23年3月）の提示。霧島市は、同ガイドラインに基づき、平成23年3月に「霧島山（新燃岳）の噴火活動が活発化した場合の避難計画」を作成</li> <li>・ 同避難計画は、霧島山（新燃岳）の噴火活動が活発化した場合における地域住民等の安全を確保し、円滑な避難行動がとれるようにすることを目的</li> </ul>
住民等の情報の周知及び避難方法	<p>1 避難を想定した準備に関する事項</p> <p>(1) 避難指示等の発令の基準</p> <p>1) 避難準備情報発令の基準（「避難準備情報」は噴火警戒レベル4（避難準備）の噴火警報が発令される等、居住地域に被害を及ぼす噴火が発生することが予想される（可能性が高まってきている）場合）</p> <p>2) 避難指示等発令の基準（「避難指示等」は噴火警戒レベル5（避難）等の噴火警報が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している状態にあり、人の生命又は身体を災害から保護する必要がある場合）</p> <p>(2) 避難に関する情報の伝達について</p> <p>1) 避難情報の伝達体制</p> <p>2) 避難情報の伝達内容（避難対象区域に居住・滞在する住民、<u>観光客</u>や<u>他地域からの一時滞在中</u>を対象に伝達する避難情報の内容については、例や地域特性に応じた項目から、住民が短時間に認識できる情報量を考慮して定める。）</p> <p>3) 避難情報の伝達方法（①牧園地区においては、牧園総合支所からMCA無線を使用し、自治会長宅を経由して簡易無線個別受信機により各戸に伝達するほか、広報車等により周知。また、ホテル関係者や<u>宿泊者</u>については、ホテル・旅館を経由して伝達。②霧島地区においては、霧島総合支所からNTT回線を使用し、自治会長宅から簡易無線個別受信機及び有線により各戸に伝達するほか、広報車等により周知）</p> <p>4) 情報伝達にあたっての留意点（避難情報の伝達に当たっては、対象となる住民、<u>旅行者等の一時滞在中</u>すべてにその情報が確実に伝達されなければならない。豪雨時や夜間も想定されるため、屋外スピーカーや広報車による情報伝達だけでは不十分な場合もある。①確実な避難情報の伝達、②放送機関との協定の締結・放送の要請、③緊急を要する場合の対応、④住民同士の避難の呼び掛け、⑤災害予測区域等の事前の周知）</p> <p>(3) 避難対象者ごとの避難場所等の把握（噴火警戒レベル5における避難対象者は、霧島火山防災マップに基づき事前に把握等。別表1「霧島火山防災マップに基づく避難に係る避難誘導者等のリスト」、別表2「情報伝達手段のリスト」、別表3「避難所および一時集合場所等の一覧」、別表4「避難対象者と避難誘導責任者」、別表5「避難元と避難先、それに係る時間のリスト」）</p> <p>2 避難時の対応に関する事項</p> <p>(1) 段階に応じた避難行動</p> <p>1) 事前（自主）避難の実施要領（事前避難とは、住民が自主的に避難するもの。①避難誘導、②交通手段、③避難所開設、④避難所における救助措置、⑤携帯品の制限）</p> <p>2) 避難準備情報発令段階の避難</p> <p>3) 避難勧告段階の避難</p> <p>4) 避難指示段階の避難</p> <p>(2) 避難手段について</p> <p>1) 輸送手段（原則、徒歩、自家用車、バスとする。）</p> <p>2) 輸送力の確保（避難者の輸送とは、避難指示等における避難行動が必要な段階でバス等の公共交通機関を用い、行政の主導によって住民等を安全な場所に移動させることを指す。バス等の公共交通機関が平常運行しているときの輸送は、原則</p>



	<p>として、それらの公共交通機関及び自治体所有の者等によるものとするが、不足するものについては、霧島市長が公共交通機関等に車両の派遣を要請。①民間所有車両（自家用車、バス等）については、所有者及び輸送能力等を調査し、常にその状況を把握し、緊急時における輸送協力について依頼、②隣接市町等の保有する車両については、あらかじめ隣接市町等の長と協議し、輸送協力について依頼、③知事への派遣要請を行う場合は、輸送を要する人員、一時集結地、車両数等を明示)</p> <p>3)輸送方法 (①車両の現地出発に際しての集結地は、災害の状況、地域の特性に応じてあらかじめ定めておく。②車両の集結については、霧島市長の派遣要請に基づき、九州運輸局鹿児島運輸支局が関係機関に要請、③車両の現地到着に際し、市は車両ごとに輸送対象が分かるよう一時集合場所及び避難先等を指示、④車両の避難者輸送に当たり、各所轄の警察署長は、市の協力の要請に基づき、安全輸送を期するため、各車両を誘導するとともに、対策関係機関以外の車両について交通規制。また、病院及び福祉施設の車両で、「避難者輸送用霧島市協力車両」の表示を付けた車両については、交通規制にあたり配慮)</p> <p>(3)道路交通規制について</p> <p>(4)避難ができなくなった人たちの安全対策について ( i 住民等の避難、 ii 自衛隊災害派遣要請による避難、 iii 避難に際し住民のとるべき行動)</p> <p>3 避難後の対応に関する事項</p> <p>(1)避難状況の把握及び報告 (1) 報告時期、2) 報告内容)</p> <p>(2)避難所の管理・運営 (避難所運営マニュアル (平成21年2月作成) による。)</p> <p>4 医療体制の整備 (略)</p> <p>5 教育機関の避難対策 (略)</p> <p>6 その他 (略)</p>
--	---

(注) 1 「霧島山 (新燃岳) の噴火活動が活発化した場合の避難計画」 (平成23年3月霧島市) に基づき、当局が作成した。

2 下線は当局が付した。

図表2.5－(3)－⑩ 「えびの高原自主防災連携組織対応マニュアル」のえびの市の対応

避難計画名	えびの高原自主防災連携組織対応マニュアル
作成主体	えびの高原自主防災連携組織（えびの市）
経緯	平成26年10月24日、霧島連山・硫黄山に火口周辺警報（火口周辺危険）が発表されたことを受け、えびの高原利用者の安全対策として、26年11月にえびの高原周辺噴火等対応マニュアルを作成
目的	噴火予報（平常）から噴火警報（火口周辺危険）、噴火警報（入山危険）までのえびの市とえびの高原自主防災連携組織の対応を取り決めたものであり、具体的な防災対応・対策や情報伝達について定め、えびの高原付近の観光客、登山者、地域業務者等の安全の確保等を目的として運用
登山者等への情報の周知及び登山者等の避難方法	<p>（えびの市の対応）</p> <p>1 噴火予報（平常）</p> <p>○えびの高原自主防災連携組織、<u>観光客・登山客</u>等から火山の異常現象の通報を受けた時は、宮崎地方気象台及び鹿児島地方気象台に連絡するとともに、関係機関（宮崎県危機管理局、えびの警察署、えびの消防署、えびの駐屯地、消防団等）と情報共有を図る。</p> <p>2 噴火警報（火口周辺危険 警戒範囲：概ね1km）</p> <p>(1) えびの高原自主防災連携組織、観光客等からえびの市に提供された場合</p> <p>○えびの高原自主防災連携組織、<u>観光客・登山客</u>等から火山の異常現象の通報を受けた時は、宮崎地方気象台及び鹿児島地方気象台に連絡するとともに、関係機関（宮崎県危機管理局、えびの警察署、えびの消防署、えびの駐屯地、消防団等）と情報共有を図る。</p> <p>○火山活動の状態に応じて、防災対策係等の職員をえびの高原へ派遣し、規制外で情報収集・状況確認にあたる。</p> <p>(2) 噴火の恐れが高まる兆候等の情報が気象台からえびの市に提供された場合</p> <p>○えびの高原自主防災連携組織や宮崎地方気象台など関係機関と連携し、正確な情報確認を行い、今後の火山活動の活発化した場合の対応について検討する。</p> <p>○気象台等から、えびの高原（硫黄山付近）の活動が高まっているという活発化の情報を得た場合には、市長及び副市長に状況報告するとともに、災害警戒本部へ移行する。</p> <p>○関係機関（宮崎県危機管理局、えびの警察署、えびの消防署、えびの駐屯地、消防団等）へ通報し、情報共有を図る。</p> <p>○登山道口への看板等の掲示、防災行政無線等によって、直接的な影響を被る可能性が高い硫黄山周辺、概ね最大1km内及び間接的に影響を受ける外側の<u>登山者、観光客、地域業務者</u>等へ周知徹底を図る。</p> <p>○<u>登山者、観光客、地域業務者</u>等、えびの高原に滞在する人びとの把握に努める。</p> <p>○報道機関及び市のホームページを通じて、市の防災対応等について市民等への周知に努める。</p> <p>○必要に応じて県防災救急ヘリコプターの派遣を県に要請する（えびの高原一帯への広報）</p> <p>3 噴気や火山ガス等が発生あるいはその恐れが極度に高まった場合</p> <p>○市長、副市長及び教育長に状況報告するとともに、災害警戒本部あるいは災害対策本部へ移行する。</p> <p>○宮崎地方気象台等と連携し、今後の火山活動の推移および風向風速の予報等にかかわる情報を収集する。</p> <p>○防災行政無線、緊急速報メールや各報道機関等あらゆる手段を通じて<u>登山者、観光客、地域業務者</u>等へ即時の下山、近傍の建物等へ「屋内避難」、安全対策について周知する。</p> <p>○県道の通行規制及び立入禁止の処置を協議する。</p> <p>○防災行政無線等による<u>登山者、観光客、地域業務者</u>等への周知を継続し、あわせ</p>

	<p>て市民にも周知を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○必要に応じて、県防災救急ヘリコプターの派遣を県に要請する（えびの高原一帯への広報）。</li> <li>○登山者等、下山後に移送が必要な避難者が確認できた場合、宮崎地方气象台等と連携して火山活動の状況を確認し、再度の車両の派遣を検討する。</li> <li>○報道機関及び市のホームページを通じて、市の防災対応等について市民等に周知する。</li> <li>○状況により、避難所の開設を検討する。</li> </ul> <p>4 噴火警報（入山危険 警戒範囲：概ね2km）の発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市長、副市長及び教育長に状況報告するとともに、災害警戒本部あるいは災害対策本部へ移行する。また、関係機関に対してリエゾン派遣について依頼を行う。</li> <li>○えびの高原及びその周辺（硫黄山から概ね2km）での「立ち入り規制」の措置をとる。</li> <li>○宮崎地方气象台等と連携し、今後の火山活動の推移および風向風速の予報等にかかわる情報を収集する。</li> <li>○噴石をとまなう噴火等が発生し「噴火警報（入山危険）」が発表された場合、気象庁が発表する警戒範囲内にいる全ての人びとへ退去の指示を行う。</li> <li>○避難等に係る伝達方法は、防災行政無線、緊急速報メール、市の広報車や各報道機関等、あらゆる手段を通じて登山者、観光客、地域業務者等へ周知する。</li> <li>○降灰が予想される場合、防災行政無線等によって、市民に周知する。</li> <li>○県道の通行規制の協議、立入禁止の処置を実施する。</li> <li>○市内からえびの高原へ向かう観光客等へは、道路規制されるまでの間、火山活動の状態や警戒範囲等の情報を提供する。</li> <li>○えびの警察署、えびの消防署と連携し、現地における、避難者の状況、被害状況等の把握に努める。</li> <li>○本部長が必要と判断した場合、えびの警察署、えびの消防署に対する救出・救助の派遣のための調整・要請を行う。</li> <li>○対応困難な事態が発生した場合は、相互応援協定に基づき近隣市町（小林市、高原町、霧島市、湧水町）に応援要請を行う。</li> <li>○退避者の救出・救助が困難な状況が生じた場合は、県知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請する。</li> <li>○状況により市の指定する避難所を開設する。</li> <li>○報道機関及び市のホームページを通じて、市の防災対応等について市民等に周知する。</li> </ul> <p>5 孤立者等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○えびの高原内に取り残された観光客、登山者、地域業務者等が居ないかの確認作業を関係機関と協力して行う。</li> <li>○部長が必要と判断した場合は、市所有及び民間のバスの派遣について検討する。</li> <li>○孤立者確保のため、警戒範囲外に現地対策本部を設置する。</li> <li>○孤立者確保のためには、火山活動については气象台等から、道路等については所管する関係機関から情報の提供を受ける。</li> </ul> <p>6 避難所の対応（略）</p>
--	---

(注) 1 「えびの高原自主防災連携組織対応マニュアル」に基づき当局が作成した。

2 下線は当局が付した。

図表2.5－(3)－⑪ 「環霧島会議」の設置、活動状況

会議等の名称	環霧島会議
目的等	<p>&lt;会議の趣旨&gt;</p> <p>「日本最初の国立公園の1つである霧島屋久国立公園の「霧島山」をふるさとの山と捉える自治体が、それぞれの行政区域を越えて連携し、環境、観光、防災及び教育等に係わる様々な施策・事業について、お互いに知恵を出し合い、協議することにより、地域の活性化を図る」ことを目的として、平成19年11月設置</p> <p>&lt;協議事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環霧島の環境、観光、防災及び教育等に係わる関係市町の連携並びに活動の推進</li> <li>・環霧島関係市町の活動推進を図るための情報発信 等</li> </ul>
事務局	霧島市（企画部企画政策課）（※会場は、市町の「持回り」（宮崎、鹿児島を交互に））
構成市町	<p>宮崎県内：都城市、小林市、えびの市、高原町</p> <p>鹿児島県内：霧島市、曾於市、湧水町</p>
活動状況等	<p>&lt;会議の頻度&gt; 年2回（5月、10月）。第1回会議（平成19年11月9日）以降、第17回会議（27年10月14日）まで開催。次回は平成28年5月に湧水町で開催予定</p> <p>&lt;専門部会&gt; 環境専門部会、観光専門部会、防災専門部会、教育専門部会、広報専門部会、農林専門部会</p> <p>&lt;防災専門部会の協議事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環霧島会議による霧島火山防災訓練を実施するための体制の整備</li> <li>・環霧島会議防災相互応援協定の締結</li> <li>・霧島火山共通防災マップの作成</li> <li>・環霧島山岳遭難対策連絡会議の設置</li> <li>・新燃岳噴火への対応</li> <li>・霧島山における避難壕等設置の検討 等</li> </ul>

(注) 1 当局の調査結果による。

2 国、県及び関係機関等は参加していない。

図表 2.5－(3)－⑫ 「霧島火山防災検討委員会」の設置、活動状況

会議等の名称	霧島火山防災検討委員会	
設置目的等	<p>&lt;設置目的&gt;</p> <p>近年の火山災害事例から得た火山防災対策へ教訓・課題と、霧島火山における現状の火山防災対策の課題から、「霧島火山群における火山防災の方向性と包括的な防災対策」について検討することを目的として、平成18年2月に設置</p> <p>&lt;基本検討事項&gt;（委員会規約第3条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・霧島火山群における火山防災の方向性</li> <li>・包括的な防災対策の検討</li> </ul>	
事務局	国（宮崎河川国道事務所）、宮崎県（危機管理局危機管理室、土木部砂防課）及び鹿児島県（危機管理局危機管理防災課、土木部砂防課）が合同で担当	
構成委員	国等	九州地方整備局、宮崎河川国道事務所、国土技術政策総合研究所、国土地理院九州地方測量部、福岡管区気象台、宮崎地方気象台、鹿児島地方気象台、宮崎森林管理署都城支署、鹿児島森林管理署、えびの自然保護官事務所
	県	宮崎県（危機管理局、土木部、都城土木事務所、小林土木事務所） 鹿児島県（危機管理局、土木部、加治木土木事務所、栗野土木事務所、大隅土木事務所）
	市町村	宮崎県内：都城市、小林市、えびの市、高原町 鹿児島県内：曾於市、霧島市、湧水町
	学識経験者	鹿児島大学地域防災教育研究センター下川特任教授（砂防学：森林災害科学）、宮崎大学農学部清水准教授（砂防学：流域動態学）、鹿児島大学大学院理工学研究科小林教授（火山地質学：長期的災害予測）、京都大学理学研究科付属地球熱学研究施設火

	山研究センター鍵山教授（火山物理学：噴火予知）、慶応義塾大学商学部吉川教授（災害心理学）
活動内容等	<p>&lt;開催頻度&gt; 必要に応じて開催（委員会は委員長の命により事務局が召集する（委員会規約第6条1.））</p> <p>&lt;活動状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火シナリオの検討</li> <li>・火山災害予測図の作成（霧島火山防災マップの根拠データ）</li> <li>・霧島火山緊急減殺対策砂防計画（平成27年3月作成） （新燃岳・御鉢編、えびの高原周辺編、大幡池編）等</li> </ul>

（注）当局の調査結果による。

図表 2.5－(3)－⑬ 「えびの高原自主防災連携組織」の概要

組織の名称	えびの高原自主防災連携組織																												
設置目的等	<p>&lt;設置目的&gt;</p> <p>えびの高原区域で新燃岳噴火等の災害や火災等が発生した場合に、えびの高原内の観光客の避難誘導や、勤務する者の自主避難等を円滑に行うことにより被害の防止及び軽減を図ることを目的として、平成23年9月に設置</p> <p>&lt;事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災に関する知識の普及・啓発</li> <li>・災害等に対する防災予防に資するための地域の災害危険の把握</li> <li>・防災訓練</li> <li>・災害等の発生時における情報の収集・伝達、避難、防火防止及び初期消火、救出・援護、給食・給水等応急対策</li> <li>・防災資材等の備蓄 等</li> </ul>																												
事務局	えびのエコミュージアムセンター（平成27年度から）																												
構成機関	行政機関	えびの自然保護官事務所、えびの市、えびの警察署、えびの消防署																											
	事業者	えびのエコミュージアムセンター（環境省の施設、一般財団法人自然公園財団えびの支部が管理運営）、国民宿舎えびの高原荘（宮崎県営施設）、えびの高原キャンプ村（えびの市営施設）、足湯の駅えびの高原（民間事業者）																											
活動状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「えびの高原周辺噴火等対応マニュアル（えびの高原自主防災連携組織対応マニュアル）」の作成（図表2.5－(3)－⑭参照）</li> <li>・「えびの高原自主防災連携組織行動計画」の作成</li> <li>・放送原稿（予防警戒レベル及び発災避難レベルの通報原稿例）の作成</li> <li>・「えびの高原（硫黄山）・新燃岳等噴火時の緊急対応表」（連絡網）の作成</li> <li>・防災訓練の実施（毎年1月）</li> <li>・火山情報の入手並びに構成員及び関係機関等に提供（原則、毎日）</li> </ul> <p>（参考）施設別防災物品の配備状況（平成27年10月1日現在）</p> <p style="text-align: right;">（単位：個）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>防災物品</th> <th>えびのエコミュージアムセンター</th> <th>国民宿舎えびの高原荘</th> <th>えびの高原キャンプ村</th> <th>足湯の駅えびの高原</th> <th>足湯の駅えびの高原（付帯施設）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ヘルメット</td> <td style="text-align: center;">24</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td>拡声器</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>笛</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>					防災物品	えびのエコミュージアムセンター	国民宿舎えびの高原荘	えびの高原キャンプ村	足湯の駅えびの高原	足湯の駅えびの高原（付帯施設）	ヘルメット	24	30	5	20	5	拡声器	2	1	/	3	/	笛	/	/	/	3	/
防災物品	えびのエコミュージアムセンター	国民宿舎えびの高原荘	えびの高原キャンプ村	足湯の駅えびの高原	足湯の駅えびの高原（付帯施設）																								
ヘルメット	24	30	5	20	5																								
拡声器	2	1	/	3	/																								
笛	/	/	/	3	/																								

（注） 当局の調査結果による。

図表 2.5－(3)－⑭ 「えびの高原周辺噴火等対応マニュアル（えびの高原自主防災連携組織対応マニュアル）」の概要

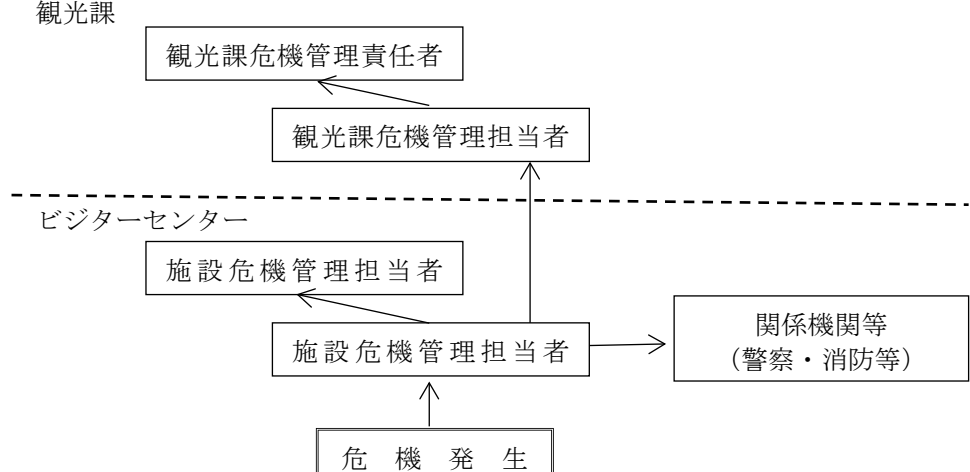
避難計画名	えびの高原周辺噴火等対応マニュアル（えびの高原自主防災連携組織対応マニュアル）
作成主体	えびの市、えびの高原自主防災連携組織
目的等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成26年10月24日に霧島連山・硫黄山に火口周辺警報（火口周辺危険）が発表されたことを受けて、えびの高原利用者の安全対策として策定</li> <li>・ 噴火予報（平常）から噴火警報（火口周辺危険）又は噴火警報（入山危険）までのえびの市とえびの高原自主防災連携組織の対応を取り決めたものであり、具体的な防災対応・対策や情報伝達について定め、えびの高原付近の観光客、登山者、地域事業者等の安全の確保等を目的に運用</li> </ul>
登山者等への情報の周知及び登山者等の避難方法	<p>[平常レベル（通常時の対応）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新燃岳の噴火以降、鹿児島地方気象台と連携して実施している新燃岳上空の風向・風速、火山性地震・火山性微動の情報収集と合わせて、えびの高原（硫黄山）周辺及び御鉢の火山性地震・微動についても、毎日情報収集を行い、<u>観光客や登山者</u>への周知、自主防災連携組織のメンバーとの情報の共有を図る。</li> <li>○えびの高原利用者の有事の場合に備える事前周知については、えびの市と連携して、必要に応じて、市等が作成したチラシ、解説看板、避難方法等に関して解説説明に協力する。火山情報等の掲示については、駐車場にインフォメーション機能を充実し、今後2か所まで解説を含めて情報提供を行う。</li> <li>○登山口や施設等に設置している登山ボックスの有事の際の有効活用のため、登山届、登山計画書の提出を各機関・各施設が協力して奨励する。</li> <li>○緊急連絡網の整備、館内放送原稿の対応レベルに応じた整備を図る。</li> <li>○各施設は、施設の状態把握、訓練及び有事の際の対応について、日頃から検討検証に努める。</li> </ul> <p>[予防警戒レベル（火山に関する情報が発表又は現場確認した場合）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○鹿児島地方気象台へ連絡し、正確な情報の収集に努める。</li> <li>○えびの市への通報、情報提供を速やかに行う。</li> <li>○防災行政無線の活用については、原則えびの市の指示に従うものとする。</li> <li>○発表された情報については、速やかに<u>観光客等</u>に対して、各施設の館内放送設備を使って周知するとともに、注意を促す。危険度、緊急性について放送原稿に基づき実施する。</li> <li>○「噴火の兆候」を現認及び<u>観光客等</u>から入手した場合は、速やかにえびの市に通報し、えびの市の指示に従うとともに、<u>観光客等の安全確保のための対応</u>（市への防災行政無線放送要請、各施設内での館内外放送の実施、施設内への誘導等）を検討実施する。</li> </ul> <p>[発災避難レベル（噴気・小規模噴火の発生、噴火の恐れが極度に高まった場合）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○鹿児島地方気象台へ連絡し、今後の火山活動の推移、風向き、風速の予報等の情報を収集する。</li> <li>○えびの市に通報、情報提供を速やかに行う。</li> <li>○原則えびの市の指示に従い災害対応を実施するが、危険度、緊急性の観点から<u>観光客等の安全確保</u>や従業員等の安全を速やかに図る必要がある場合は、自主防災連携組織のできる範囲で、館内放送による周知や<u>観光客等の誘導</u>など安全確保及び避難行動を実施する。</li> </ul> <p>[災害対応時の行動基準（レベルに応じた対応）]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① <u>観光客等</u>については、レベルに応じての危険度、緊急性の情報を速やかに正確に周知することに努める。</li> <li>② 従業員等については、自分自身の「身を守る行動」を意識しながら、安全かつ適切な行動に心掛ける。</li> <li>③ 「避難誘導」は、パニック防止の観点から、誘導者は落ち着いて対応することを心掛</li> </ol>

	<p>け、緊急的かつ一時的な避難誘導、二次的避難誘導の体制に基づき実施する。</p> <p>1. 緊急的避難は施設内外(施設周辺)にいる人を施設の安全な場所に誘導するとともに、従業員等についても避難行動を実施する。</p> <p>2. 二次避難は自家発電設備、水、食料の確保、建物の安全性の観点から、「えびの高原荘」に火山活動の状況を観察し誘導するとともに、従業員等についても避難する。</p>
--	---

(注) 1 当局の調査結果による。

2 下線は当局が付した。

図表2.5-(3)-⑮ 「高千穂河原ビジターセンターにおける危機事象対応マニュアル」の概要

避難計画名	鹿児島県高千穂河原ビジターセンターにおける危機事象対応マニュアル
作成主体	鹿児島県高千穂河原ビジターセンター
目的等	鹿児島県高千穂河原ビジターセンターにおいて危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合に、速やかに初動体制を確立し、同施設の利用者や管理者等の生命・身体及び財産等を守ることを目的として策定(第1の「1 目的」)
登山者等への情報の周知、避難誘導等	<p>○想定される危機(マニュアルの第1の3)</p> <p>このマニュアルで想定する危機事象の具体的事例は次のとおりとする。</p> <p>① 火災</p> <p>② 自然災害(地震、風水害、<u>火山噴火</u>)</p> <p>③ 事件・事故等(爆破、爆発、爆破予告、不審物、不審者、監禁、占拠)</p> <p>○想定される危機事象への対応方針(マニュアルの第1の4(1))</p> <p>危機事象発生時には、次の措置を最優先するものとする。</p> <p>① 人命救助、負傷者救護</p> <p>② <u>施設利用者、職員等の安全確保</u></p> <p>③ 二次災害の防止</p> <p>[事前対策](マニュアルの第2)</p> <p>1 危機管理体制の整備</p> <p>(1) 危機対応の担当窓口、責任者、担当者の設置</p> <p>(2) 連絡体制の明確化</p> <p>危機事象が発生し又は発生するおそれがある場合の連絡体制は、下記のとおりとし、状況に応じ、施設危機管理責任者は観光課及び関係機関等に連絡する。</p> <p>※連絡系統図</p>  <pre> graph TD     subgraph "観光課"         A[観光課危機管理責任者]         B[観光課危機管理担当者]     end     subgraph "ビジターセンター"         C[施設危機管理担当者]     end     subgraph "施設外"         D[施設危機管理担当者]         E[関係機関等 (警察・消防等)]     end     F[危機発生] --&gt; D     D --&gt; C     C --&gt; B     B --&gt; A     D --&gt; E   </pre> <p>(3) 関係機関との連絡体制(応急対策が円滑に実施できるよう平時から関係機関と十分な連携)</p> <p>2 危機事象への意識高揚</p> <p>(1) 職員の対応方針の明確化</p> <p>施設管理者は、職員一人ひとりが、本マニュアルに基づき迅速かつ円滑な対応でき</p>

るよう、それぞれの役割を明確に認識させるものとする。  
 また、人事異動等があった場合は速やかに緊急連絡体制等を見直すとともに、新しい担当者に確実に引き継ぐものとする。

(2) 危機事象に関する知識の習得

施設管理者は、本マニュアルの実効性を高めるため、危機事象に関する研修会や事例研究等に職員を積極的に参加させるものとする。

3 訓練の実施

施設管理者は、危機事象が発生した場合、本マニュアルに則り対処できるよう、年に最低1回はマニュアル運用訓練を実施し、危機対応力の向上に努めるとともに、評価・検証を行い、適宜マニュアルの見直しを行うものとする。

4 物資・資機材の確保（施設管理者は、危機事象発生時に備え、必要な資機材等の備蓄に努めるものとする。）

[応急対策]（マニュアルの第3）

1 危機事象覚知者の情報伝達（(1)情報伝達の方針（第一報が、その後の展開を左右する最も重要な情報であることにかんがみ、できる限り速やかに伝達）、(2)情報伝達の内容（「何が起きたのか」を伝えることが最も重要。わかったものから速やかに伝達）

2 情報伝達体制（(1)情報の収集（危機事象発生時には、①危機事象発生時の状況、②危機事象の内容、③応急対策の状況の情報を中心に収集）、(2)情報の伝達（情報の一元化を図り、危機事象発生報告書等に状況を記載等）

3 危機事象対応（危機事象の態様に応じて、情報収集体制等を取り、対応）

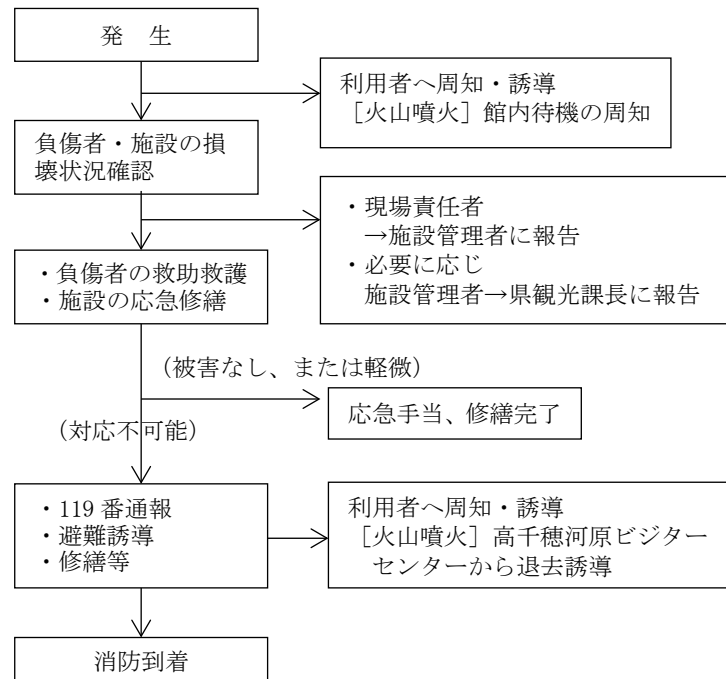
4 応急措置の実施

危機事象が発生又は発生するおそれがある場合は、対応フローチャートを参考に、迅速かつ円滑に応急対策を実施する。

●対応フローチャート・例示【別冊】

(別冊)

3 地震・風水害・火山噴火発生時の対応フロー



○ 高千穂河原ビジターセンターの安全対策

新燃岳の噴火が行った際、避難計画について下記のとおり対応することとする。

1 県観光課と運営協議会の役割

鹿児島県高千穂河原ビジターセンターにおける危機事象対応マニュアルに基づき、対応することとする。



課（施設）等名	主な役割
県観光課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報収集体制の確立（情報の収集、管理、伝達）</li> <li>○関係課 関係機関との連絡調整（道路管理者への連絡等）</li> <li>○応急対策の実施</li> <li>○施設管理者への指示、支援</li> <li>○広報</li> </ul>

課（施設）等名	主な役割
ビジターセンター 運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報収集、伝達</li> <li>○警察、消防等関係機関への連絡</li> <li>○負傷者等の救急・救護</li> <li>○避難誘導</li> <li>○被害拡大の防止</li> <li>○その他の応急措</li> </ul>

2 避難誘導について

噴火が確認された場合施設の職員は、下記により避難誘導を行う。

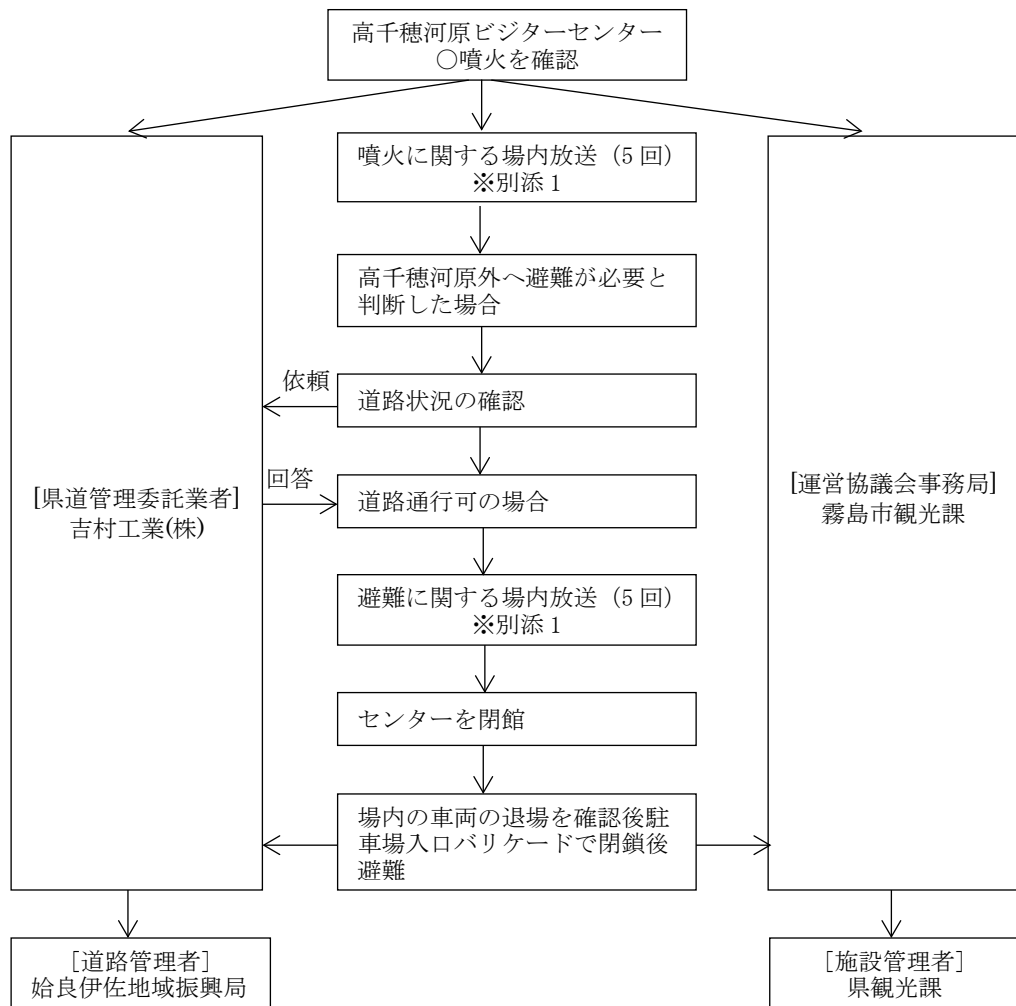
- ・場内放送で噴火の発生と施設内へ避難誘導を伝達する。
- ・気象等に関する情報収集を行い、適切な避難方法を伝達する。
- ・高千穂河原外へ避難する際は河原周辺に人がいないことを確認し、最後に避難する。

3 広報について

- ・避難に関する案内板を設置する。

4 (略)

○ 新燃岳噴火時における連絡体制



	<p>(別添1) 「新燃岳噴火時における放送内容」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高千穂河原ビジターセンター 放送内容</li> </ul> <p>(1) 噴石飛来前の屋外放送原稿</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>皆様にお知らせします。          ただいま、新燃岳の噴火を確認いたしました。          噴石が飛来するおそれがありますので、屋外にいらっしゃる皆さまは          すみやかに屋根のあるところに避難してください。          繰り返します・・・・・・          (5回繰り返す)</p> </div> <p>(2) 噴石飛来の屋外放送原稿 (※状況がわかる場合)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>噴石が飛来しております。          すみやかに荷物などで頭部を保護し、屋根のあるところに避難して          ください。          繰り返します・・・・・・          (5回繰り返す)</p> </div> <p>(3) 場外避難が必要であると判断した場合の屋外放送原稿</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>新燃岳噴火のため、ビジターセンターを閉館しますので、すみやかに          場外へ避難してください。          繰り返します・・・・・・          (5回繰り返す)</p> </div>
--	---

(注) 1 「鹿児島県高千穂河原ビジターセンターにおける危機事象対応マニュアル」に基づき、当局が作成した。  
 2 下線は当局が付した。

図表 2.5－(3)－⑯ 霧島山における火山等防災訓練の実施状況

(単位：回)

実施主体		平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
国	宮崎河川国道事務所			1	
県	宮崎県	1			
	鹿児島県	1			
市町	高原町 (宮崎県)		1		
	霧島市 (鹿児島県)	2			
(参考) その他の 団体	えびの高原自主防災 連携組織	1	1	1	1
	高原町並木区自主防 災組織	1			
	高千穂河原ビジター センター運営協議会	1	1	1	1

(注) 当局及び鹿児島行政評価事務所の調査結果による。

図表 2.5- (3) - ⑰ 霧島山における火山等防災訓練の実施内容及び参加機関（主なもの）

区分 訓練名	実施年月日	訓練内容	参加機関名
宮崎県総合 防災訓練 (新燃岳対 応訓練)	平成 23 年 5 月 22 日	<p>&lt;訓練想定&gt; ○火山災害（土石流）を想定</p> <p>&lt;実際の訓練内容&gt; ○災害対策本部運営訓練 ○情報収集・伝達訓練 ○関係機関間情報共有訓練 ○地域住民の避難・誘導訓練（実働） ○避難所開設・運営・炊き出し訓練 ○ボランティアセンター運営訓練 ○自主防災組織活動訓練 ○臨時救護所設置、応急救護訓練 ○生き埋め者等の救出・救助・搬送訓練 ○道路復旧訓練 ○ライフライン応急復旧訓練（電気、電話） ○各種展示（被災状況等パネル、防災グッズ等） ○起震車等の体験 ○講習会（土砂災害防止）</p>	<p>【高原町メイン会場（59 機関 852 名）】</p> <p>&lt;国&gt; 九州管区警察局宮崎県情報通信部、宮崎地方気象台、国土交通省九州地方整備局、国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所、陸上自衛隊第 8 師団、陸上自衛隊第 43 普通科連隊、陸上自衛隊西部方面航空隊、陸上自衛隊第 8 施設大隊、陸上自衛隊第 8 飛行隊、陸上自衛隊第 8 後方支援連隊、陸上自衛隊 376 施設中隊、航空自衛隊第 5 航空団、航空自衛隊新田原救難隊、航空自衛隊新田原管制隊、航空自衛隊新田原気象隊、自衛隊宮崎地方協力本部</p> <p>&lt;県&gt; 宮崎県（福祉保健課、河川課、砂防課、道路保全課、南部福祉こどもセンター、西諸県農林振興局、小林土木事務所、防災救急航空センター、危機管理局）、宮崎県警察本部、小林警察署</p> <p>&lt;市町村&gt; 高原町、高原町消防団、西諸広域行政事務組合消防本部</p> <p>&lt;事業者・団体等&gt; 高原町内自主防災組織、地域住民（高原町内土石流危険地域）、社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会、宮崎県ボランティアセンター、社会福祉法人高原町社会福祉協議会、社会福祉法人小林市社会福祉協議会、社会福祉法人えびの市社会福祉協議会、日本赤十字社宮崎県支部、高原町赤十字奉仕団、宮崎県アマチュア無線赤十字奉仕団、九州電力株式会社宮崎支店、九州電力株式会社都城営業所、NTT 西日本宮崎支店、NTT 西日本ー九州、NTT 西日本ーホームテクノ九州、NTT ネオメイト九州支店、NTT ドコモ九州支社、NTT ファシリティーズ九州支店、NTT インフラネット宮崎支店、日本自動車連盟宮崎支部、宮崎県建設業協会、小林地区建設業協会、宮崎県産業廃棄物協会、宮崎県産業廃棄物協会県西支部、日本塗装工業会宮崎県支部、宮崎県測量設計業協会、宮崎県測量設計業協会小林支部、宮崎県電業協会、宮崎県トラック協会、宮崎県エルピーガス協会、宮崎県防水工事業協同組合、宮崎県建築協会、宮崎県柔道整復師会、NPO 法人九州救助犬協会、宮崎県防災士ネットワーク、中村消防防災株式会社、THK 株式会社</p>

			<p>【えびの市会場（7 機関 90 名）】</p> <p>&lt; 県 &gt; えびの警察署、小林土木事務所</p> <p>&lt; 市町村 &gt; えびの市、えびの市消防団、えびの市防災相談員、西諸広域行政事務組合えびの消防署</p> <p>&lt; 事業者・団体等 &gt; 地域住民（出水区）</p> <p>【小林市会場（4 機関 60 名）】</p> <p>&lt; 県 &gt; 小林土木事務所</p> <p>&lt; 市町村 &gt; 小林市、小林市消防団</p> <p>&lt; 事業者・団体等 &gt; 地域住民（細野 3 区瀬田尾・上旭台地区）</p> <p>【都城市会場（12 機関 15 名）】</p> <p>&lt; 市町村 &gt; 都城市</p> <p>&lt; 事業者・団体等 &gt; 西岳地区 11 公民館</p> <p>参加機関合計：82 機関 参加者合計：1,017 名</p>
<p>鹿児島県総合防災訓練</p> <p>（※一部、霧島市の避難訓練と合同実施）</p>	<p>23 年 5 月 26 日</p>	<p>&lt; 訓練想定 &gt;</p> <p>○5 月 24 日から新燃岳直下を震源とする火山性地震が多発、有感地震や大規模な地殻変動が続く</p> <p>○同月 26 日午前、新燃岳が爆発的噴火を起こし、火砕流・火砕サージが流下、噴石も飛散</p> <p>○また、火山爆発に伴う地震が発生し、霧島市牧園町高千穂地区において、家屋倒壊や噴石等による要救出現場が発生、火災が多発し延焼している模様であり、一部の集落は道路の寸断により孤立した可能性あり</p> <p>○多数の負傷者が発生しているとの情報あり</p> <p>○さらに、霧島市に大雨・洪水警報が発表、大規模な山崩れ、がけ崩れなどへの嚴重な警戒が必要</p> <p>&lt; 実際の訓練内容 &gt;</p> <p>○被害状況調査訓練</p> <p>○通信確保訓練</p> <p>○孤立住民の救出訓練</p> <p>○避難道路の応急啓開訓練</p>	<p>&lt; 国 &gt; 九州管区警察局鹿児島県情報通信部、第十管区海上保安本部、鹿児島海上保安部、第十管区海上保安本部鹿児島航空基地、第十管区情報通信管理センター、自衛隊鹿児島地方協力本部、陸上自衛隊第 12 普通科連隊、陸上自衛隊第 8 施設大隊、海上自衛隊第 1 航空群、航空自衛隊西部航空方面隊司令部、航空自衛隊新田原救難隊、鹿児島地方气象台、国土交通省九州地方整備局、国土交通省鹿児島国道事務所、国土交通省大隅河川国道事務所、国土交通省川内川河川事務所、国土交通省鶴田ダム管理所</p> <p>&lt; 県 &gt; 鹿児島県、鹿児島県始良・伊佐地域連絡協議会、鹿児島県警察本部、霧島警察署、横川警察署</p> <p>&lt; 市町村 &gt; 霧島市、曾於市、始良市、湧水町、霧島市消防局、始良市消防本部、伊佐湧水消防組合、大隅曾於地区消防組合、鹿児島市消防局、薩摩川内市消防局、霧島市消防団、曾於市消防団、始良市消防団、湧水町消防団</p> <p>&lt; 事業者・団体等 &gt; 高千穂地区自主防災組織、鹿児島県医師会、始良郡医師会、鹿児島県 DMA T（県</p>

		<p>○<u>広域住民避難訓練</u> (※)  ○<u>避難所運営訓練</u> (※)  ○消火訓練  ○<u>ライフライン復旧訓練</u> (※)  ○防災意識啓発訓練  ○<u>合同救出救護訓練</u> (※) 等</p> <p>(※) 霧島市の「避難訓練」と合同実施(第7回コアメンバー会議(平成23年6月2日)の資料4)</p>	<p>立大島病院・鹿児島市立病院・鹿児島市医師会病院・徳洲会病院)、霧島記念病院、メディカルシティ東部病院、日本赤十字社鹿児島県支部、日本赤十字社霧島市地区、霧島市赤十字奉仕団、鹿児島県赤十字アマチュア無線奉仕団、社会福祉法人鹿児島県社会福祉協議会、社会福祉法人霧島市社会福祉協議会、鹿児島地区非常通信連絡会、日本アマチュア無線連盟鹿児島県支部、社団法人鹿児島県LPガス協会、鹿児島県LPガス協会始良霧島支部、九州地区高圧ガス防災協議会鹿児島県支部、社団法人鹿児島県トラック協会、郵便局株式会社九州支社鹿児島県本部、NTT西日本株式会社鹿児島支店、NTT西日本九州鹿児島事業部、NTTネオメイト九州鹿児島事業所、NTT-F九州鹿児島支店、NTTドコモ鹿児島、NTTインフラネット九州鹿児島支店、九州電力株式会社鹿児島支店、九州電力株式会社霧島営業所、社団法人鹿児島県建設業協会、霧島市建設同志会、NPO法人九州救助犬協会鹿児島、ホテル霧島キャッスル、特別養護老人ホーム「霧島青寿園」、身体障害者療護施設「霧島青葉園」、霧島市管工事組合、隊友会国分支部、霧島市心肺蘇生の会、財団法人移動無線センター、高千穂保育園、すめら保育園、高千穂小学校</p> <p>&lt;上記関係機関以外の参加者&gt;  地区住民</p> <p>参加機関合計：76 機関  参加者合計：約 1,400 名 (※)  (※) 第7回コアメンバー会議(平成23年6月2日)の資料4「霧島市の状況報告」(霧島市)による。</p>
<p>新燃岳噴火  対応住民等  避難訓練  (霧島市)</p>	<p>24年1月26日</p>	<p>&lt;訓練想定&gt;  ○昨夕(1月25日)から新燃岳直下を震源とする火山性地震が多発し始め、さらに火山性微動の増加と有感地震が続き、今日(26日)未明に爆発的噴火が発生、連続的な噴火が継続中  ○気象台は6時に噴火警戒レベルを3から4に移行し、市は災害警戒本部を設置するとともに、県と調整し県道480号線等の道路規制を行い、さらなる火山活動の活発化に備え厳重な警戒を呼び掛けていたが、10時に噴火警戒レベルが5に引き上げられたことを受け、10時5分に新燃岳から5</p>	<p>&lt;国&gt;  鹿児島地方気象台、陸上自衛隊(国分)  &lt;県&gt;  鹿児島県危機管理局、鹿児島県警本部、霧島警察署、横川警察署  &lt;市町村&gt;  霧島市(教育委員会、総務部、保健福祉部、商工観光部、牧園総合支所、霧島総合支所)、霧島市消防局、霧島市消防団  &lt;事業者・団体等&gt;  鹿児島大学病院霧島リハビリテーションセンター、高千穂保育園、みやま荘、霧島ハイツ、小学校(高千穂・三体・中津川・霧島・大田)、霧島中学校、幼稚園(三体・大田)、神宮台住民、高千穂地区住民</p> <p>参加機関合計：23 機関</p>

		<p>km以内の住民等に対し避難勧告を発令</p> <p>&lt;実際の訓練内容&gt;  ○情報伝達訓練  ○住民の避難誘導等に係る訓練</p>	<p>参加者合計：約 800 名</p>
高原町防災訓練	25 年 1 月 27 日	<p>&lt;訓練想定&gt;  ○平成 25 年 1 月 27 日午前 8 時 40 分、宮崎地方気象台及び宮崎県から新燃岳噴火警戒レベルを 5 に引き上げる準備に入ったとの連絡が入る。また、高原町祓川地区で土石流発生の恐れが出てきたとの連絡が入る  ○同日午前 9 時 30 分、新燃岳の噴火活動が活発化した場合の避難計画に沿って、避難対象世帯に対し避難勧告を発令。各地区の避難対象者は、各々地区の公民館に避難</p> <p>&lt;実際の訓練内容&gt;  ○通信訓練  ○住民避難訓練等  ○防災資機材取扱い説明  ○気象台による新燃岳の状況についての講義</p>	<p>&lt;国&gt;  宮崎地方気象台  &lt;県&gt;  小林警察署  &lt;市町村&gt;  高原町、高原町消防団、西諸広域消防本部高原分遣所  &lt;事業者・団体&gt;  中村消防防災株式会社  &lt;上記関係機関以外の参加者&gt;  新燃岳噴火・土石流避難対象者（南狭野区、北狭野区、花堂区、祓川区の一部）、自主防災組織等（南狭野自主防災組織員、自主参加等）</p> <p>参加機関合計：6 機関  参加者合計：約 130 名</p>
えびの高原自主防災連携組織定期防災訓練	27 年 1 月 26 日	<p>&lt;訓練想定&gt;  ○硫黄山が午前 11 時に噴火（水蒸気爆発）</p> <p>&lt;実際の訓練内容&gt;  ○関係機関通報訓練  ○避難誘導訓練</p>	<p>&lt;国&gt;  宮崎地方気象台、鹿児島地方気象台、環境省自然環境局えびの自然保護官事務所  &lt;県&gt;  えびの警察署  &lt;市町村&gt;  えびの市（危機管理対策監、観光商工課）、えびの消防署  &lt;事業者・団体&gt;  えびの高原荘、足湯の駅えびの高原、スケート場、フットプラザりんどう、えびのエコミュージアムセンター、えびの市営キャンプ村、一般財団法人自然公園財団えびの支部  &lt;上記関係機関以外の参加者&gt;  観光客等（外国人を含む）</p> <p>参加機関合計：13 機関  参加者合計：約 110 名</p>
高千穂河原ビジターセンター消防訓練	27 年 1 月 26 日	<p>&lt;訓練想定&gt;  ○突発的な噴火</p> <p>&lt;実際の訓練内容&gt;  ○自然公園財団職員による放送訓練</p>	<p>&lt;市町村&gt;  霧島市（商工観光部観光課）  &lt;事業者・団体&gt;  一般財団法人自然公園財団高千穂河原支部  &lt;上記関係機関以外の参加者&gt;</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>○消防局への通報訓練</li> <li>○来場者の避難誘導訓練</li> <li>○職員の避難訓練</li> </ul>	<p>登山者・観光客等</p> <p>参加機関合計：2 機関 参加者合計：不明（参加 2 機関は計 7 名）</p>
--	--	---	--

(注) 当局及び鹿児島県行政評価事務所の調査結果による。